

総務市民文教委員会議事録

1. 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①議案第51号 平成26年度光市一般会計補正予算（第2号）（教育委員会所管分）

説 明：石丸学校教育課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○森戸委員

何点かお尋ねをいたします。平成24年に警察や道路、県も含めて、教育委員会合同点検を実施して、対策案が出されております。ホームページも確認をさせていただきました。その中で、まだ完了していない箇所というものはございますか。

○蔵下教育総務課長

委員言われたように、緊急合同点検会議を平成24年8月6日と7日の両日に開催いたしました。当時小学校、中学校から危険箇所として抽出されたのが91カ所、現時点で対策済箇所が66カ所、未対策箇所が25件となっております。

○森戸委員

その未対策箇所25カ所については、今後どうなるのかをお願いします。

○蔵下教育総務課長

これにつきましては24年度に開催しておりますので、25年度において、関係機関に対して、継続的に要望しておりますし、またその危険箇所については、通学路の安全対策アドバイザーを派遣しておりますし、安全対策のアドバイスを受け、それを関係機関に伝達して、どういう対策がいいのかというのをまた継続して要望している状況です。

また本年の合同点検会議を8月7日に実施しておりますが、このときにも、未対策箇

所25カ所の現状や経過を再把握するとともに、進捗状況を関係機関に一問一答方式で協議して、進めていただくことを確認したとごさいます。

○森戸委員

その辺の現状に関しては、ホームページ等に載っていますか。

○蔵下教育総務課長

ホームページは、本年5月現在で掲載しておりますので、現状、その25カ所について進捗状況等を一問一答方式で協議したところは、現在調整中でありまして、前進したところもごさいますので、後日ホームページに対策案が集約できましたら掲載をしていきたいと考えております。

○森戸委員

了解しました。その25カ所の中で、進まない要因っていうのですか、そういうものに、どんなものが上げられるのでしょうか。用地の件とかそういうものも当然あるかと思はいますけど、県道の例えば光玖珂線なんかになると、それ以外に進まない原因というのがあれば、教えてください。

○蔵下教育総務課長

一番の問題は、ハード的な部分になりますので、例えば予算はついているけども、用地確保に時間がかかっているということでもありますとか、あるいは道路の形状など、いろいろな面で、ハード的な対策が難しいという部分もごさいます。ただ、現状では、そういったことを継続的に要望しているということで、幾らか進捗もしておりますし、予算がついたところからは前進していくということを確認しておりますので、そういう部分については進めていくことができると考えています。

○森戸委員

わかりました。ちなみに、県道の光玖珂線で、側溝にふたをするということさえもまだ完成していないのです。ですから、それはそんなに難しくない話だろうと思はのですが、結局どうなのですか。それさえもできなかつたら、なかなかできないと思はのですが、そういう後追いのフォローをきちんとされていると思はのですが、そういう件はどうでしょうか。どう考えたらいいでしょうか。

○蔵下教育総務課長

確かに今言われた側溝のふたの問題もあります。私も現地を確認し、現地にも行って、直接要望もしております。そのときにはわかりました、早急に対応いたしますということで、ではお願いしますよということをお願いもしてきていますが、委員さん言われるように、進んでいないところもあることは事実でごさいます。

○森戸委員

教育委員会が全て把握をされて、大変な部署だろうと思いますが、引き続き県なり、そういうところをお願いをしていただければと思います。

で、26年度に各学校から上がってきたのは、どのぐらいの箇所があるのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

26年度につきましては、各関係機関参加のもと、8月7日に開催いたしました。各学校から危険箇所として抽出されたのが20件です。

○森戸委員

それについては今対応を協議しているところでしょうね。点検もして。

○蔵下教育総務課長

今その対策案を集約中でありまして、現地立会もして、協議が整いましたら、後日ホームページに掲載する予定にしております。

○森戸委員

わかりました。24年からの25件積み残しがあるということで、時を経るごとに積み残しがふえていく可能性もありますので、そうならないように、引き続き進めていただきたいと思います。

それと、市議会の報告会でも強い要望があったのですが、三島橋の上島田側の歩道の延伸、市道岩狩線について、教育委員会としては生徒の安全確保については、どのように考えておられるのでしょうか。学校を通じてマナーの啓発を行うのか、土木にも要請をしていくのか、その辺の考え方をお尋ねします。

○蔵下教育総務課長

今言われました三島橋の上島田側の歩道の延伸についてですけれども、ここの部分については、学校からは通学路の危険箇所として合同点検会議には抽出されてない部分ではありますが、歩道の延伸により、さらに生徒の安全確保が可能になると考えております。生徒等の安全確保を考えたときに、どういう手法が有効かということになるわけですが、ここにつきましては、道路管理者とも今後協議を進めていきたいと考えておりますし、現状、月2回、島田中学校の先生が、三島橋付近の交通立哨を実施していると聞いています。特に自転車通学の生徒が多いということで、そういうことも実施しておりますので、教育委員会とすれば、ハード的な部分で、道路管理者などにもそういった要望を含め、学校内での安全対策、安全指導も行い、引き続き通学路の安全確保に努めていきたいと考えております。

○森戸委員

了解をいたしました。今交通に関する部分が出てきたのですが、よろしくおんいをい

たします。

それと、ここで聞けるかどうか分からないのですが、私としてはちょっと危機感があるので、お尋ねをしてみたいと思います。県立の光高校は、来年ですか、クラスが削減をされるというふうに聞いております。今後の公立高校の行方に、非常に危機感を抱いております。県教委が示す県立高校の統廃合の基準等があれば、教えていただきたいなと思います。ここで答えることが可能であれば、答えていただければと思います。

○石丸学校教育課長

委員御指摘のように、県教委が行うことですので、こちらが知っている限りでの範囲でのお答えになるかと思っております。よろしく願いいたします。

県は平成17年に県立高校将来構想というのを作りまして、それに基づいて、実際に再編整備計画を進めてきております。これが一応26年度までになっておりまして、今、第2期の将来構想を策定でございます。だから来年度あたりに発表されるのではないかなということ。で、その17年のときの段階のものでございますけど、1学級当たりの生徒数が原則40人ということで、1学年が4学級から8学級を望ましい学校規模というふうに17年のときは考えておったようです。

そういう動きがあるということで、既に、現在公になっている24年度から26年度の計画においては、光高校の再編の計画はございません。ですから、定員は毎年、その年度の中学校卒業生の数を踏まえながら、決められていきますので、来年度についてはそういう数字が出ておりますけど、光高校の再編の計画は24、26年度の計画においては、ないということでございます。

○森戸委員

わかりました。人口減少とクラスが現実2クラス削減されてくるという流れの中で、非常に危機感を抱いておりますので、義務教育の市教委の部分では、県内でも、中学校、小学校含めてかなり高いレベルにあると、トップレベルにあるということで、市教委の部分は、ほんとすばらしいなと思うのですが、高校の部分がなかなか統廃合とか、そういうふうな形になってくと、やはりまちづくりとして非常に定住にしても、人口をふやしていくという観点に立っても、非常に大きな教育というのは、武器になろうかと思っておりますので、何とか我々としても、所管は県ということで違いますけれど、何とか打てる手はないかなと思っております。現状行っている中高の連携の状況や、ほかに何か打てる手と、簡単にお答えできないかもしれないのですが、そういう手があれば、示していただけたらと思います。

○石丸学校教育課長

今、光市内の中高の連携の取組みについてでございますけれども、今中高連携教育推進協議会という組織をつくっております。これは、関係学校長等が年に2回程度集まって、いろんな協議をしております。内容は、学校、高校が実施します学校説明会とか、オープンスクールとか、そういったものをより充実させるにはどうしたらいいとか、

あるいは授業公開、こういったものをそれぞれ情報交換しながら、よりいいものにしていくということ、それからあと学力向上とか、生徒指導のための情報交換、こういったこと、それから高校の側からは、そういった協議会の中での話を踏まえて、最近では出前授業でありますとか、あるいは高校生が中学校のいろいろ学習支援に入ると、こういったことも取り組みも始まっておりまして、こういった中で、より中高の関係を深めながら、光市内の中学生は、市内、近隣の高校により興味関心が高まるような取り組みを進めているところでございます。

○森戸委員

わかりました。所管超えてなかなか難しいのですが、光高校も特進クラスがことし結果が恐らく出るのだろうと思いますので、今後も、この高校の部分については、注視をしていきたいと思います。

それと、塩田小学校の飲料水に関してお尋ねをいたします。これ、前にも質問をしたのですが、井戸はここだけということで、水道に接続する考えというのは、以前のときはないというふうに、ないというか、なかなか厳しい、水道局の計画として厳しいのではないかというようなお話があったと思います。以前東荷に水道を引いた考え方というのは、工業団地の水源、地域の水問題があって、水道局が全部負担をするという形ではなくて、市も2分の1出して、水道を引きました。そういったやり方もあるわけでありまして、塩田地区の家庭のニーズも当然あるでしょうが、一度考え方の整理が必要ではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○蔵下教育総務課長

塩田小学校の飲料水問題ですけれども、以前もご質問いただきました。委員も言われておられますが、これは塩田小学校だけの問題でなくて、塩田地区全体の問題でありますので、水道事業を所管する水道局の考え方、あるいは経営方針が大きく影響してくると考えております。ちなみに、平成29年度までの水道局の第4次拡張計画、水道局の拡張計画の中には、塩田地区への水道接続への延長は入っていないと聞いております。

○森戸委員

4 拡には入っていないのは知っておりますので、その後どうするかという意味合いでの質問なのですけど。

○蔵下教育総務課長

今申し上げましたとおり、教育委員会として塩田小学校だけにとということにはなりませんので、これはやはり、水道事業を所管している水道局の考えが大きく影響してくると思いますので、現状では、こちらのほうでどうこういう御回答ができません。

○森戸委員

わかりました。ちょっと、ここでやるには、なかなか難しいところがあるので、また

別の機会にやってみたいと思います。

それと、ことしの予算のときに、学校関連のパソコン等、P Cの調達に関して、小中で3,000万円近い教育振興費がかかっている、周南3市での共同調達の質問をしたところ、情報交換してみるということだったと思います。そういう回答がありました。その結果といいますか、そういうことを実際にやられたかどうか、その辺を確認しておきたいと思います。

○蔵下教育総務課長

そういう御質問をいただいておりますので、私ども、周南3市の担当者レベルで意見交換をしております。その中で、結局これまでの経緯の中で、それぞれの市でリース期間がまちまちであります。市によっては、買い取りのパソコンもあります。またサーバーも、集中方式でなくて、100台程度所有している市もありまして、やはりそこはシステムや保守の問題、それから、機種の設定であるとか、様々な問題もあって、また関係市のそういった部門の行政全体にかかわる考え方の問題もあるということを知っておりまして、委員おっしゃるように、コスト面からのお考えは理解できるのですが、共同調達は、なかなか難しいと意見交換でございました。

○森戸委員

わかりました。その機運といいますか、担当者同士でのそういう機運というのはないのでしょうか。光がそういうふうに出しただけで。その辺はいかがですか。

○蔵下教育総務課長

確かに、意見交換をした中で、そういう機運は見受けられませんでした。

○森戸委員

わかりました。協力できることがあれば、何かそういう形で意見交換をしながら、何らかのプラスになるような形をぜひとっていただけたらと思います。

それと、勤労者の青少年ホームについて、老朽化が進んで、委員会でも廃止をしたらどうかという意見が多数出されたと思います。それについては研究をするということだったのですが、研究の成果をお願いいたします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

勤労青少年ホームの廃止してはとの御意見は、従前よりこの場などでお伺いしてございまして、御存じのとおり、公共施設白書にも維持管理費などを今お示ししているところでございます。本来、勤労青少年ホームは、勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的としておりますが、現在の御指摘のありますように、主たる利用者は乖離しているという現状がございまして。

言われるように、もし廃止した場合、国・県補助金の返還が現在でも百数十万円ほど発生すると予想しております。一方、利用者は、年間で、延べではございますが、

5,000人程度おりました、生涯学習の推進する立場から、これらの方々の活動の場所の確保というのにも同時に必要ではないかと考えております。

今後、社会情勢の変化等で公共施設の質と量の適正化というところも求められておりますので、こういった視点も考慮しつつ、一層の維持管理費の見直しを行い、最低限の維持を続けることが市民の福祉の向上につながるのではないかと現時点では思っております。

○森戸委員

補助金の返還については、百数十万円ということでしたが、例えば、今やられている方々は、あそこじゃないとできないのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

利用状況について、他の施設への受け皿といたしますか、そういったものも調査しております。残念ながら、一部の団体を除きまして、ほとんど近隣の施設では利用がされており、そのあたりの調整は、今後、もしそうなった場合は必要になると考えております。

○森戸委員

今のが、ちょっとよくわからなかったのですが。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

生涯学習の推進の場というところから、これらの活動、今利用されている方の活動の場の確保というのは必要だろうと考えております。そうしたことから、近隣の施設等に利用時間等を照会いたしましたが、現在の利用していただいている団体がそのまま利用可能な施設というのは現在見つかっておりません。

○森戸委員

わかりました。今使っている方は受け入れられないということなのですね。今これ年間、維持経費はどのくらいかかっていましたか。人件費も含めて。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

本年度予算でおおむね470万円程度でございます。

○森戸委員

築造から相当たっていますから、公共施設マネジメントというのは、こういったところをどうするかと、メスを入れていくというのが公共施設のマネジメントだと思いますので、これ、収入はどのくらい入っていますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

収入はゼロでございます。

○森戸委員

今の状況考えると、私はもうちょっと努力が必要だと思うのですが、例えばこの利用者に関しては、具体的に近隣の施設を探ってみたと言われるのですが、どういうところに交渉されたのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

まだ廃止という方針が定まっておきませんので、直接団体に働きかけるということは不可能でございます。近隣の公民館等でございます。

○森戸委員

わかりました。それは廃止が決まっているわけじゃないですから、それはできないのは当たり前だと思いますけれども、こういうところにメスを入れていかないと、いつまでたっても公共施設の再編というのはできないと思いますので、収入も入ってこない段階の中で、470万円かかっているということですので、生涯学習の効果というものもあるかとは思いますが、施設としても、老朽化もしていますし、真剣に検討していただきたいなと思います。施設を利用される方も施設自体のことをどう思っておられるのかはわかりませんが、古いので、とか、そんな、いろんな意見があろうかと思えますから、もう少し真剣に取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、給食センターの跡地については、予算要求までにどうするか決めるという答弁をされておられます。それについてはどのように検討されているのか、今段階で話すことが可能であれば、お示しをいただけたらと思います。

○呉橋光学校給食センター所長

ただいま旧給食センターの跡地利用等について御質問ございましたが、その前に一言お礼を申し上げたいと思います。8月26日にとり行いました竣工式には、御出席いただきまして、ありがとうございます。無事竣工式も終えることができました。9月1日の給食提供開始日を迎えることができました。どうもありがとうございます。

センターの跡地利用についてですが、教育委員会事務局の中では検討はしておりますが、現時点では最終的な決定には至っていないということが結論でございます。まず、給食センターという特殊な建物のため、行政として他の用途に利用することは非常に難しいかなと考えていることから現在建物を解体した場合の費用であるとか、売却をした場合、更地にして売却した場合の売却益等について調査をしておるところです。また、近隣の学校からは駐車場として活用したいという話も今伝え聞いておるところでございますので、これらを総合的に検討しながら教育委員会として一番効率的で効果的な方法について、早い時期について決定していきたいと現在考えておるところです。

○森戸委員

わかりました。予算要求までにどうするか決めるということで、以前答弁されていますから、早いところどうするか、資産の運用、眠らせておくのはもったいないですから、答えを出していただきたいと思います。

質問は順番ちょっと逆になりましたけれども、新給食センターについて、運営は順調に進んでいますでしょうか。

○呉橋光学校給食センター所長

新センターの運営でございますが、当初の予定どおり9月1日からの給食調理を開始することができました。

現在のところ、全ての学校に調理品が1品も欠けることなく提供できておるといえるところです。新センターになって新たに始めたアレルギー対応であるとか、また自家製造のパンについてもおおむね好評であるとか、現時点では経過については順調とお答えできるかと思えます。ただ、今まで順調だからといいましても、これからも順調であり続けるという保証はございません。今後、様々な課題や問題が当然出てこようと思えますが、調理業者との連携を密にしながら、迅速な対応に心がけて、安全で安心な給食を1品も欠かすことなく提供し続けていきたいと考えております。

○森戸委員

了解いたしました。よろしく願いをいたします。

それと、図書館についてお尋ねをいたします。図書館の利用をふやすということの観点で、高齢者、障害者も含めて、への配慮も考えて、電子書籍の導入といたしますか、そういうものは考えておられるでしょうか。

○末岡図書館長

電子書籍の導入のことについて御指摘いただきましたが、電子書籍の導入につきましては、図書館から離れた方や入院中の方など、御来館のできない方に対して、24時間、365日のサービス提供が可能であることから、新たな利用者が確かに生まれてきます。

一方、現在、図書館向けに提供されている電子書籍は7,000タイトル程度しかない状況でもあります。委員お尋ねの市立図書館における今後の導入につきましては、まだ、全国的にも導入事例が26館しかないという状況の中で、これからメリット、デメリットや費用対効果などの点を含めて、慎重に研究してまいりたいと考えているところでございます。

○森戸委員

了解しました。著作権とか、市民のニーズとか、見る端末、どのくらい市民が持っているのかとか、コストも含めて、ぜひ検討を始めていただきたいなと思えます。やっぱり、ポイントは、閉架をどうするかというのがうちの図書館では大きな課題だと思いますので、私は、実際に電子書籍は見ておりますので、非常に便利ですし、どこでも読めますから、もうそういう時代が既に来ていると思えますので、ぜひ検討を始めていただ

きたいと思います。これはまた今度、一般質問等でもお尋ねをしようと思いますので、ぜひ課題も含めた調査を始めていただきたいと思います。

以上で図書館は終わります。

最後に、夢大使事業についてお尋ねをしておきます。夢大使の事業については、一般質問等でその効果も含めて市長さんからもお話がありましたので、大変いいものだったと理解しております。この事業についてなんですが、今後、同様の事業を行っていくのかどうか。私は、やはり人材育成の大きな場になると思いますので、金額的なコストの面もありますけれど、それ以上に得るもの、生み出すもの、人材を輩出するという意味で生み出すものが大きいと思いますので、今後どうするのか、その辺のところをお聞かせいただけたらと思います。

○石丸学校教育課長

市長も答弁で申し上げましたように、大きな成果を上げたのではないかと思います。私もまいりまして、いろいろとまた御支援を賜りまして、ありがとうございました。この事業につきましては、10周年記念事業ということで、非常に大きな予算を組んで、大きな成果も上がったところでございますけれども、今後の継続について今具体的な案は特にございませぬ。ただ、実際に委員お示しのように、学校とか地域の教育力を結集して、やはり若い世代の地域貢献、あるいはリーダーの育成、こういったものを図る事業は非常に重要だと考えております。そういったものを今後どのようにまた再構成しながら進めていくかというのは、非常に大きな課題であるというふうに受けとめております。また、ロンドン大学とかボーイスカウトからは、交流の継続を示唆するような言葉もございまして、こういったものも今後の検討材料とはしていきたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。当初の長州ファイブが国をつくる人までも輩出をしたぐらいでありますので、やはり、光市としても、こういった事業を続けて、金額的にもかかりますけれども、続けるということで、人材育成、大きな目玉になると思いますので、毎年なのか、何年か置きなのかわかりませんが、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

○森重委員

それでは、常任委員会も一つの区切りを迎えてまいりますので、総体的なことをちょっとお聞きしておきたいと思います。まず、光市教育開発研究所の検証ですけれども、光市は独自の教育開発研究所を持ち、光らしい教育の創造を目指し、様々なこれまでも調査研究を重ねておられます。能美教育長が平成22年度よりこの教育開発研究所に携わられて、本年で丸5年がたつわけですけれども、私が思いますには、平成25年あたりからは、やはり一つの流れというか方向づけが定まり、光市教育委員会は、光市の学校教育に対して、連携・協働を重視した学校づくりという明確なビジョンを持たれております。そして、学校間連携の強化とコミュニティースクールの推進に向けて、着実な光市独自の学校づくりが今進まっているところですが、その取り組みの成果が、全国学力、ま

た学習状況調査結果等に見え始めているというふうにもお聞きしております。一つの節目を迎えて、この開発研究所の検証、そしてまた今後の取り組みについての所見がございましたら、ぜひお伺いをしておきたいと思っております。

○石丸学校教育課長

今おっしゃったように、発足10年目ということで、また、近年またいろいろ方向性がある程度定まってまいりまして、その成果につきましては、毎年研究紀要という形でまとめておりまして、それを関係機関に配布して、啓発にもかえております。それからあわせて、事業内容、成果については、機関誌の共創、共に創るという薄いリーフレットがございます。これを年間3回発行しまして、これは市内の全教職員、全家庭、教育関係者に配布して、報告にかえております。それからあわせて既に8月に行いました教育フォーラム、毎年行っておりますけれども、この場では、研究内容とか成果について、教育関係者、それから保護者、いろんな方に知らせるためにいろいろまたその取り組みの一端を御報告しております。また、会場の中でも、来られた方にアンケート調査をお願いしまして、それを帰りに回収して、またその様子を分析しながら研究の深化に努めております。で、研究内容によっては、一定の継続性があるものがございますので、検証するための後調査といえますか、そういったものもやっております。例えば、よく御質問にも出ます2学期制につきましては、導入の3年目にまたその検証するというところで、調査をやりました。まとめて、それをまた今後の課題としてやっております。それから、あと平成18年度に子供の食育推進についての報告書をまとめました。これも5年後、23年度にまた改めてその成果をアンケート調査等により検証しております。ですから、ある程度単年ということではあります、内容によっては単年ではなくて、継続あるいは何年か後の検証のための調査、こういったものもやっております。

それから近年は、特にタイムリーなテーマを取り上げています。例えば、いじめは昨年度から取り組んで方針を取りまとめ、今年度また継続してやっております。それから小中学校の英語教育に関しましては、昨年度から、特に小中の連携での英語教育のあり方についての研究をしておりまして、そういうタイムリーな話題もこの研究所の研究のテーマに掲げて、進めておりまして、とにかく、すぐ学校の先生方に還元できる、こういったものもテーマとして入れながら、取り組んでいるところでございます。

○森重委員

やはり、10年になるのかどうかわかりませんが、10年ですかね（「発足から」と呼ぶ者あり）発足から10年ですか。紀要と共創と、それからまた教育委員フォーラムという、そういうふうなサイクルが、だんだん光市の教育として定着をしてくいて、その中で光市の教育が見えるという、市民にも見えるというふうなところまで育ってきたかなというふうな感じがしております。当初は、2学期制導入で開発研究所の、これも私たちがよく質問とかしておりましたけれども、この開発研究所の存在、これは今光市独自ということで、近隣の他市はこういう研究所を持っておるのですか。

○石丸学校教育課長

今、下松市は立ち上げております。周南市も立ち上げておまして、そういうものが近隣も充実していく方向ではあるかと思えます。

○森重委員

その所長さんであります能美教育長は、何か御所見ございましたら、ぜひお聞きしておきたいと思えます。突然済いません。

○能美教育長

教育開発研究所についてのお尋ねであります。今、発足から10年というお話がありましたけども、やはり光市の子供たちの育ち、ここを視点に教育方法や教育内容の充実、それとあわせて教育環境、これらをどうしていくのかということが、特にこれから求められてくると思っています。教育開発研究所も研究員として、一般市民の代表の方も少しずつ増えてきているという、大変うれしい状況でございますので、できるだけいろいろな角度から御意見をいただきながら、学校の中で生かすこと、具体的に研究成果を生かしていくことを大事にして、これからも取り組んでいきたいと思っております。

○森重委員

ありがとうございました。いろいろ光市の教育に対する思いが、ほんとおありなのだということを感じさせていただきました。光市のコミュニティースクールは、全国の先進地として、そういう位置づけにあります。また今回も予算も上がっておりますように、国・県、そして2つの長門と光市が、どういう取り組みをされるのか、ちょっと具体的にまたお聞きしたい部分もございますけども、そういうふうな対象として、やはり全国的にも注目をされている市でございます。今後ますます重要となつてまいります地域と連携した学校づくりが、やはり私たちが行政で、まちづくりでいろいろ今、しておりますけども、まちづくりの上でも非常に地域と連携した学校づくりが求められている時代に入つてまいりました。幼保・学校間の連携の強化は、やはり光市の子供たちの全体教育の平準化という意味でも、やはり光市教育のカラーが出していただけるのだというふうにも思いますし、また、今もおっしゃられましたこの調査研究においては、学校関係者と市民の代表、また行政職員が一緒にかかわっておられるところも、やはり開かれた教育研究所活動と言えらると思えますので、今後ともこの継続性を持って、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

続きまして、教育委員会制度改革についてちょっとお尋ねをしておきます。3月議会では、同僚委員から、教育委員制度の新たな仕組みについての質問も出ておまして、大枠、まだわかりませんが、こういうふうになっていくのだなというふうな感じがつかめたところがございますけども、来年4月1日より施行ということで、少しお尋ねをいたします。

改正法で設置される総合教育会議、これちょっと難しいかもしれませんが、これはいったいどういう、何なのか、また、何が協議されるのかということをおつと大枠、

輪郭で結構でございますので、認識を持っておきたいと思っておりますので、お願いします。

○蔵下教育総務課長

まずは、教育委員会の制度改革の考え方ですが、教育の政治的中立、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、そして、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るとというのが考え方です。

総合教育会議ですが、この設置の意義になりますけれども、まず一つは、首長が教育行政に果たす責任や役割が明確化されてくるということがあります。そして、首長と教育委員会が協議調整することにより、両者が教育施策の方向性を共有して、一致して執行に当たることが可能になってくるということもございます。そういったことで、総合教育会議で何をということがありましたが、これは法律上、明記してあるところが、協議調整事項として、教育行政の大綱の策定、それから、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策の協議、さらに、児童、生徒等の生命、身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置、これらを協議、調整するということになっております。

○森重委員

ありがとうございます。ここは、まだこれからということで、内容も非常にわかりにくいところでもあります。今お伺いして少し、多少は理解できたのですが、簡単に触れておくことにとどめますけれども、教育委員会と自治体の首長が意思疎通を図り、より円滑に教育行政を進めるために話し合う、総合教育会議というふうに言われました。この中の、教育行政の大綱の策定云々もございますけれども、この中では、学校の統廃合や少人数教育の推進、また総合的な放課後対策等、予算や条例の首長に有する権限についての目標や根本となる方針の策定も考えられると思います。今後、この中で、協議の中で、教育事務に関する執行権は引き続き教育委員会が有するとともに、これまで以上に光市全体のまちづくりに関する部分で関与していくということです。教育委員会の存在と教育方針が非常にまちづくりの中でも重要になってくるというふうに思っております。近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政とも非常に密接な連携も必要だになって、おりますので、そういうことを踏まえて、やはり総合教育会議では、地方公共団体の長とともに、やっぱり教育委員会が十分に様々な分野、いろんな広範囲にわたるお考えをもとに、十分に協議調整を尽くしていただきますように、ここではしっかりお願いをしておきたいと思っております。これからということですので、ぜひよろしく願いいたします。

それと、引き続きいいですか。ちょっと、全国的に新しい動きとなっております土曜教育と、反転授業について当委員会の一応お考えだけはお聞きをしておきたいと思っております。

まず、土曜教育ですけれども、文科省では、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして、平成25年11月に、学校教育法施行規則の改正を行いまして、設置者の判断により土曜授業を可能としております。光市教育委員会の土曜日に対するお考え方を一応お聞きしておきます。

○石丸学校教育課長

土曜授業につきましては、平成25年度の法改正によって、教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であるということが明確になりました。それまでも行っていたのですが、やりやすくなったと御理解いただければと思います。実際に、光市ではほとんどの学校が土曜日、日曜日に学校行事でありますとか、参観日等、様々な教育活動を実際には行っております。ただ、平日に代休日を設けて振りかえをしておりますので、土曜授業という形では実施しておりません。ですから、授業時数がふえていくということではないわけで、振りかえておりますので。この改正の趣旨というのは、学校、家庭、地域が連携して役割分担しながら、学校における授業、あるいは地域における多様な学習とか、文化スポーツ体験活動、そういったいろんな教育活動を充実させるということが趣旨でございますので、実際に光市では、今コミュニティースクールが進む中で、今申し上げたような教育活動が確かに充実してきております。したがって、当面教育委員会は、土曜授業を特に設定することは考えておりません。今の取り組みで趣旨に合ったものが達成されていると現状では考えております。今後は、国・県の動向も踏まえながら、これがどう展開していくのかというのは、また見守っていきたいと考えております。

○森重委員

そうですね、おっしゃるとおりで、コミュニティースクールのほうで今後そういう土曜教育に関連するようないつか、同様のものがしっかりそこを通して、地域ごとに行われるという考え方もありますので、それもあかなというふうに思います。実際これをする場合に、教職員、先生の負担等、中心者となる人、人員の確保とか、難しいということもいろいろお聞きしておりますけども、豊後高田市の「学びの21世紀塾」とか、また、埼玉の「土曜チャレンジスクール」とか、こういう土曜日の土曜教育を生かして、まちづくりのそういうカラーを出しているようなところもございますし、光の場合は、今のコミュニティースクール、全校導入しておりますし、そのあたりからの展開も、大いに期待をしたいというふうに思っております。

そしてもう一つ、反転授業です。これは、ちょっと新しいですけど、最近自治体で初めて武雄市が取り組むということで、自治体では初めてです。注目されているところですけども、この反転授業、ちょっと私もどのようなものかよくわかりませんが、まずその説明をちょっとできれば。

○石丸学校教育課長

2つの側面がございまして、一つは、従来学校で学んだことを家で復習するという学習スタイルが多かったんですけども、反転の場合は、あらかじめ次の日にやる学習を家のほうで予習という形で、かなり準備して学校に来て、そして学校のほうでは、その応用であるとか、そういったものも中心に入れながらやっていくというふうな形でございます。これを進めていくに当たっては、家庭での予習の部分、その部分をどう担保

するかということが大きな条件になりまして、そこにいろんな教育機器、特に今タブレットとか、そういったものが言われておりまして、そうした教育機器がまた効果的だとも言われております。したがって、これを導入するに当たりましては、家庭でのそういう家庭学習の態勢、こういったものがどの程度、ある程度維持できるのかと。要するに、不公平のないように、そのレベルが維持できるかどうかということが一つということと、それと今申し上げました機器、教育機器、こういったものがどの程度準備できるのかということ、この2点が非常に大きな課題でございます。今、小中学校ともに家庭学習には非常に力を入れておりまして、マニュアル的なものでありますとか、家庭学習ノートとか、いろんなものを配りながら、家庭学習との連携を深めながら、学力の向上、こういったものに取り組んでいるところが現状ではございます。ただ、今の反転授業に関しては、今申し上げたような課題もございまして、先行して実施しているところの状況とか、それから、そういった光市での教育機器のいろんな取り扱い状況、こういったものも見据えながら、今、学校教育としては特にこのあたりのことを研究しながら、今後メリット、デメリット、こういったものを検証しながら、また導入については検討していきたいという状況でございます。

○森重委員

よくわかりました。まだ、これは新しい今からどんどんこういうこともふえてくのかもしれませんけども、事前に予習していかなければ話にならないというふうなところもございまして、非常に難しいとこと思いますが、教育委員会、当市のお考え方は、よくわかりました。大変ありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○磯部委員

私のほうからは、先行委員とちょっと重複するところもありますけれども、まず、議会報告会で質問があった1点を、改めて教育委員会のほうにお聞きをしておきたいと思うのですが、日本を背負い、世界と勝負できる子供の育成について、何か構想はあるのかという、私は市民の方のこれだけ子供たちのために未来を考えたそういうふうな質問があったっていうのは非常にありがたい質問でもあったと感じました。議会としても、わかる範囲でお答えをいたしまして、教育委員会が今掲げてらっしゃる幼保から小中、15歳までの連携を生かしたそういった考え方等、またディベートの授業を行なわれたり、コミュニケーション能力っていうのはやっぱり海外の子供たちと戦っていくためには、人間力、その教育、コミュニケーション力っていうのが必須であると思えます。その上で、学力向上も、いろんな意味で、トータル的なもので、今頑張っているのですが、私たちもう一度再確認をする意味で、このあたりのことについての御回答をお教えいただきたいというふうに思っております。

○石丸学校教育課長

今、日本を背負い、世界と勝負できる子供の育成ということで、こういうグローバルな人材を育てるために、一つは、やはり英語力というのは非常に大事かと思っております。今、先ほども申し上げましたように、教育開発研究所で、小中連携で英語教育のあり方についていろいろ研究を進めております。あわせて、今小学校には、ネイティブのスピーカーを3人ほど、非常に指導力のある3人を配置して、5年生、6年生の外国語活動、これを充実させております。ですから、こういったところで、とにかく英語が話せる、英語が使いこなせる児童、生徒の育成というところは非常に重要かと思っておりますので、このあたりも今後充実させていく必要があるかなと考えております。

それから、あわせてコミュニケーション能力でありますとか、そういった部分も、コミュニケーション、特に意欲といいますか、こういったものも非常に大事な点。あるいは、新しいことに挑戦する、チャレンジする、こういったものも重要かなと考えております。これにつきましては、このたびの全国学力学習状況調査の中で、質問肢の中に、そういったコミュニケーションの意欲とか、チャレンジ精神をはかる項目がございました。実は、中学校に関して言いますと、全県の平均、全国、県の平均よりも中学生、中3ですけども、10ポイントぐらい高いのです、このあたりのところが。非常にコミュニケーションの意欲とか、新しいことにチャレンジしようとか、あるいは自己肯定感、自分はそれなりの力があるとか、そういうふうになっている生徒が非常に多いという結果が出ておりました。このあたりのことも、今、委員御指摘のように、幼保・小中の連携とか、コミュニティースクールの成果が出ているところではないかと考えております。したがって、今後、今おっしゃるような人材の育成のためには、英語力の部分と、コミュニティースクールの推進を通して、いろんな人とかわりながら、新しいことにチャレンジし、いろんな人とコミュニケーションとりながら、いろんな課題解決していく、こういった取り組みをさらに充実させていく必要があるかなと。それから、小学校のほうはまだそれほど今の意欲とかについてはポイントが高くなっておりませんので、中学校のほうはかなり先行してコミュニティースクール進めておりますので、その中学校が引っ張る形で小学校のそういった取り組みを充実させていくこと、これがまたそういう意欲を高めることにつながっていくのではないかと考えております。

○磯部委員

改めて、私の頭の中も整理ができました。その中で、先行委員さんも、先ほどおっしゃったのですが、今石丸先生が英語力、ネイティブなそういう英語力がやはり耳で聞きとって、音できちんとそれを伝えることができる、読解力があるという、学力だけではないのですけれども、そういう反復練習というのは非常に大事だと思っているので、私もこれから、そういうところには期待をしておきたいと思うのですが、その中で、先行委員さんもおっしゃった夢大使事業、これは、本当に大切な、そして10周年とはいえ、非常に660万円という貴重なお金を子供たちのために費やしてくださったっていうのは非常にありがたいことだと思いますし、それだけではなくて、やはり、海外派遣のそういう事業も長年にわたって子供たちにそういうチャンスを与えてくださっています。トータル的なところで見たときに、やはり英語力を生かすための重要なポイントとし

て、今、教育委員会も考えてらっしゃるといことは、このあたりも含めた今後の海外派遣、並びに夢大使事業をどういうふうに英語力を高めていくための子供たちの何か試金石にされようとしておられるのか、考え方で結構ですので、改めてここはお聞きしておきたいと思います。

○石丸学校教育課長

先ほども申し上げましたように、今現時点で具体的なプランは特に描いていないのですけれども、今委員御指摘のように、現状で今、特に中学生の学力学習状況調査の結果を踏まえまして、そういったところを、力を伸ばしていく具体的な展開、これは、非常に重要だと考えております。で、特に、ですから、夢大使とか、ある程度一部の生徒がチャレンジした、その事業の成果をどのように生かしていくかというのは、今、いろいろ夢大使が発表の機会もありますし、夢大使の体験、あるいは、そういった、実際には彼らが課題に思ったこと、こういったものをぜひいろんな形で市内、あるいは市内の小中学生にも広げる機会というものをいろいろ企画しながら、市内全体の小中学生のモチベーション、そういったものを高めていく必要があるかなと。そういう機会を持っていきたいとは考えております。

今後の展開につきましては、ちょっと財源がございますので、今のところ、特に具体的にお示しすることはまだできないということでございます。

○森重委員

私は、子供たちのこういった教育環境っていうものには、湯水のようにお金を使うわけにはいきませんが、やはり貴重な体験を多くの方、子供たちにさせるということが非常に大事なことだと思いますので、このあたりの予算にはしっかりと目配りをさせていただきたいというふうに思っております。また、全ての子供には、なかなか行き着くことにはならないと思いますけれども、予算の面で、夢大使は全額無料でありましたが、海外派遣のところでは、高校の利用の子供たちが少なくなって、教育委員会のほうで、そこを整理して、中学生の枠を広げていただいて、しっかりとその予算を多くの学校に使えるような、そういう工夫もなさってこられました。そういうことも含めて、少ない予算でも、どの子供たちにも応募で競い合って、それを獲得できるような、そういうチャレンジできる、自分たちも行けるのだからという、何か競争心を高め合える、それも、私は教育の現場では大切なんじゃないかなと思っております。異文化に触れて、改めて日本の歴史を知らなさ過ぎる子供たちも結構今いると思いますので、その日本の歴史を改めてまた知って、異文化にも理解を示して、そういうものがグローバルな子供たちに成長するというふうに信じておりますので、そのあたりはしっかりと予算をとっていただきたいということを強くお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○四浦委員

ちょっと、先行委員からもあった、最初に、通学路の安全問題で2件ほどお尋ねしますが、中島田の踏切近くの通学路の安全対策は若干組まれたかと思っておりますけれども、こ

れが、どういう目的でとられたか、なお、今後の改善というのも考えておられると思いますので、場所はおわかりですか。フードあきもとのすぐそば、それから踏切に向かうあの通路です。歩道がなかったということで、いろいろ苦慮されているということはわかるのですが、どういうふうに、今後の見通しも含めて、教えていただければと思います。

○蔵下教育総務課長

委員から今御質問いただいた中島田の部分ですが、改良しまして、ある程度、通学路の安全確保が図られてきたと思います。ただ、横断歩道等もあるのですが、子供が渡る時に、車がどこで停車していいかということで、形状上、完全なものになっていないということはありません。ですから、これも先般、通学路の合同点検会議の中で、アドバイザーとともに、その場所に行ってまいりました。ここも、ソフト面でこういった形にできるかなど、もう少し改良ができないかということで、対策案等も調整しているところです。これは一般論になりますけども、例えば今、横断歩道もカラー舗装したり、外側線を二重にしたりなど、とにかく車からもわかりやすいような形も取り組まれているようですから、いろいろなことを踏まえまして、もう少し、改善の余地があるかなと考えております。

○四浦委員

もう少し改善のというところで、少し具体的にお聞きしますけれども、水路にふたをかけてというふうに言ったほうがいいのでしょうか。水路は暗渠にしたような形で、約10mでしょうか、改良がされております。これが通学路として、あるいは歩道として、コの字になった形で利用できるというふうなことで、安全上もいいことだと思うのですが、ただ、水路全体がどれぐらいありますか、30mぐらいあるのではないかと思います。部分的なのですね。で、部分でやられたのは、何か理由があるだろうと思うのです。その理由と、それからその水路にふたかけて、いわゆる歩道がない部分については、それをまた、歩道の延長をしていく、少なくとも、踏切までやっていく計画があつてしかるべきかと思っているのですが、そこらはいかがでございますか。

○蔵下教育総務課長

今の水路のふたの部分ですけれども、現状、今部分的という形になっていますが、必要可能な部分について、そういう形でして、それを今、踏切の部分までということがありましたけれども、そういった改善ではなくて、どちらかという、例えば路面表示であるとか、先ほど言いましたように、カラー舗装や二重線であるとか、そういった改善ができないかということで協議・調整をしているということです。

○四浦委員

ちょっと私の質問の仕方がまずかったというか、本来なら図面を持ってやるほうがやりやすかったのでしょうか、踏切の拡幅だとかいうことを問題にしているのではな

いですよ。水路にふたが掛っているのが部分だと、全部で、その大まかな言い方するのですが、30mあるうち、10m足らずしかふたがかかってないと、じゃあ、ふたかけを通学路、歩道として延長するという考え方あってしかるべきだろうなということで、踏切までの間です。水路に今はかかってない部分のほうが長いです。いかがですか。

○蔵下教育総務課長

今言われた30mのうち10mぐらいが部分的にかかっている、それから踏切までかかっていないということですが、現状、今、ここは、私も現地を確認したのですが、そこから延長してかけるということにはならないような形であり、委員さんが言われるとこ、再度私も確認してみたいと思います。

○四浦委員

もう一つ言いますと、その途中に、ふたがかかってない部分の途中ですよ、物置程度の小屋がありました。これは、多分公共物じゃないと思うのです。私物ではないかと思っています。だから、それをよけてというわけにもいきませんし、また、そこで話し合いがあるだろうと思うのですが、非常に困難だというふうには見えません。家が建っていて、それを立ち退きしようとかいう話じゃないと思う。水路の上ですから、これは、個人のものちゅうことでは、用地がですよ、そういうことでないので。きょうのところは少し研究課題にして、また教えてください。

それじゃあ、もう一つの通学路の安全対策です。前から懸案になっていた、簡単に言います。製鐵の浅江寮の下の通称「ホリワリ」という市道です。浅江小学校にもろに向かう道でありまして、非常に狭い、しかも狭いのを持ってきて浅江寮の跡がいわゆるミニ団地になりましたから、あそこの交通量がふえてまいりました。いうふうなことから、ずっと懸案になっていたのですが、今までのところはどうも見かけると、前に進んでないように思いますが、いかがでしょうか。

○蔵下教育総務課長

通称「ホリワリ」ですが、ここは確かに道路の幅員も狭いということもありますし、交通量もふえてはきているということもあると思います。ここについては、なかなか拡幅ということも難しいということもあります。現状、あそこには注意喚起の表示等が、今してあります。ここも、抜本的な対策はできないというところで、現状は関係機関と協議を継続しているというよ状況です。

○四浦委員

用地買収などについての努力は以前から続けられてきたことなのではありますが、なかなかそこが前に進まないということだろうと思いますが、ちょっとそれを確認したいと思います。いかがですか。

○蔵下教育総務課長

委員仰せのとおり、そういった形で要望等は続けてきておりますが、相手もいらっしやることで、なかなか用地の確保が難しいというのが現状でございます。

○四浦委員

この件で、もう一つだけお聞きしますけども、通学路のルートを変えるということについては、検討されたことがありますか。

○蔵下教育総務課長

ここの「ホリワリ」の件については、学校への通学路としてかなりの子供さんが通っておられるということがありますので、現状では、通学路を変更するというような協議は、学校とはしておりません。

○四浦委員

用地買収が難しいちゅうことになる、ほかの方法もあるだろうということで、その通学路の変更というのが、浅江小学校に向かう道は、あれ1本じゃないですから、検討の中に入れられることを期待します。

そいじゃあ次に移りますが、私のほうも、ちょっと議会報告会で出された意見、要望などについて担当した部分があって、そのうちの2つほどについてお尋ねをしたいと思います。一つは、ちょっと読み上げてみましょう。「3年前の市長との懇談会の際に、長州ファイブ150周年の記念事業の実施予定のないことから、若者をロンドンへ派遣し、伊藤公の英国での足跡をたどり、その功績を振り返るという事業の実施を提案させていただいた。今般10周年事業の一環として、伊藤公に続け、光夢大使事業が実施されていることはよいことだと考える。しかし、その内容については、3年前に提案した内容が採用されており、発案者に対する何らかの配慮が必要ではないか。」これは東荷の公民館で出された意見だったわけです。ただ、私のほうが市のホームページを調べてみて、確認したところ、3年前ではなくて2年前だと。だからこの発言者が年数を間違っているということではないかと思うのですが、事実経過、せっかく提案したのに、その提案者に対して、せっかくいい企画の実施をこの夏休みにやられたのだけでも、その提案者にお話が全くなかったということで、少し面白くないなというふうなことでの発言だったわけなのですが、この事実経過なんかは、どうでしたのですか。

○石丸学校教育課長

夢大使事業の考え方という観点からお答えします。夢大使事業につきましては、市川市長が長く温めていた事業であり、既に議員のときからもグローバルな人材育成でありますとか、若者の内向き傾向でありますとか、コミュニケーション能力、こういったところには非常に課題を持って取り組んできたということでございます。

また、光市の総合計画の中に、国際性豊かな人づくり、市民主体の国際交流の活性化、こういったものも基本方針として示してありまして、光夢大使のコンセプトの根底にはこういったものも含まれております。これらの考え方に加えまして、伊藤博文公の功績

にちなむ事業の展開につきましては、これまでも議員の皆様を初め、いろんな、様々な方から御意見を伺っているところをごさいますて、そういったものも全部含めながら、そういったものを踏まえながら、事業のプランを練ったという経緯がございます。

○四浦委員

以上でございますって言われたら困るのですよ。私はそういう質問をしとるわけじゃないのです。そういう事実経過が、2年前のちょっと具体的に言いましょう。東荷公民館、平成24年6月25日に市長との市民対話集会、未来をあなたとプロデュースという場面であったかどうかということをお聞きしているわけでありまして。的を絞った話でお尋ねをしておるわけですから、よろしくお願ひします。

○石丸学校教育課長

今御指摘のことについては、私確認できていないのですけれども。

○四浦委員

事前に通知をしておりますから、これは調べていただいているものだと思いますが、実は、もう一つ紹介しますと、市民対話集会の記事の中には、ホームページに出ております。さっき紹介しました。これにはそういうことは書いてないが、議会報告会と同じで、相当割愛しとる可能性があるのです。また調べてみてください。きょうは調べてないということやから、私は調べとるものだと思ってダイレクトに質問したのですが、調べてないのをここでやり取りしても始まりませんので。またの機会に聞かせてください。

最後に、これも議会報告会、意見交換会で出された強い要望というふうに見ていいと思いますが、野球場に関するものなのです。ちょっと簡単なほうの文章、読んでみましょう。「光市にはアウトドアのスポーツ施設がない、野球の県の大会の引き受けも難しい。」そこで、この意見を言われた方、提案者は、非常に控えめに、余り費用のかからない方向で、現状の運動公園、スポーツ公園というようなところの若干の改造で正式な、少なくともこういうことになるんでしょうが、少年野球の正式な球場として使えるという提案をしとるのです。これは、ベンチの改造と、ピッチャーマウンド、ピッチャーマウンドは御承知のように、大人のする野球と少年野球とは、ちょっとマウンドの距離がいわゆるホームベースから違うわけです。子供のほうがもちろん近いわけです。少年野球のほうが。そういうことも指しているのかもしれませんが、大和運動公園は非常に広い、縦が150m、横がやっぱり同じ150mで、非常に整備されたいい公園だというふうに見に行くと、改めて見て、そういうふうにお見受けしたのですけれども、ちょっと最初にお聞きしたいのは、ベンチをつい最近というか、4、5年前でしようか。改造しているというか、つけたというか、つけたということではあるのかもしれない。1塁側のベンチ、それから3塁側のベンチというふうにお聞きをされているのですが、その時のいきさつが、おわかりになれば教えてください。

○礪山体育課長

大和の総合運動公園のベンチについては、平成20年度、21年度にかけて屋根付きのダッグアウト、ベンチと同様の利用ができると思います。大和の総合運動公園、四隅、A、B、C、Dコートありまして、それぞれAコートでは、1塁側、3塁側、Bコートについても1塁側、3塁側、両サイドに全てに整備をされたということでございます。

○四浦委員

ちょっと具体的なことを聞いて恐縮ですが、そのときに、光市野球連盟のほうから、ベンチのつけ方について、具体的な要望があったと思うのですが、それは、事前に通知していますから、少しいろいろ調べていただいていると思うのですが、いかがでしょうか。

○龜山体育課長

ダッグアウトの要望については、申しわけないのですが、野球連盟からの要望の趣旨といえますか、それはちょっと調査をしておりますので、確認できておりません。意見をどこまで聞いたかというのは、把握しておりませんが、整備するときは、こういう利用の仕方ということで、つくられたと認識しております。

○四浦委員

野球をあんまりよく詳しくないといえますか、私がちょっと具体的な話をするのはまことに恐縮なのですが、Aコートの後ろには、言葉が私はよくわからないのだけでも、ネットの後ろに観客席が、Aコートだけにあるのです。それでAコートというふうなことで注目されるのですが、そのダッグアウトが、公式の球場としては、野球場として、利用するのに難しいところがあるのです。それはどう難しいかというのは、把握されておりますか。

○龜山体育課長

私も現場に見に行きまして、Aコートの3塁側といえますか、少し屋根が低いということで、利用者さんからどうにかならないかという要望をお聞きしたことがあるので、先ほど申しましたように21年度に整備したもので、何かの機会に、これはまた検討の余地がある部分だなという認識をしております。

○四浦委員

検討の余地があるというふうに言われたのですが、少し私が調べたのと違うのは、ダッグアウトの屋根が低いのではなくて、いわゆるグラウンドに屋根が出ているのです。フェールグラウンドよりは、フェールグラウンドの中に出ているのです。それが、正式な野球をやる、硬式野球をやろうというときには支障になるそうです。これは、光市野球連盟の役員の方から聞きましたから、私なんかも知識、一層ありませんから、間違いない話だろうと思います。ついでに言えば、屋根がフェールグラウンドに出ている。グラウンドのほうに出ている。あわせてベンチの位置も、もうぎりぎりというよりもフ

フェールグラウンドに出張しているということが、これは難しい条件になるのだということだったので。検討していきたいというお話がありましたので、非常に野球連盟の役員の方からは、控えめな要望といいますか、必要最小限で、本来なら普通の野球場、近辺にありますよね。新南陽やら、下松にはないですね、柳井にあります。岩国が今建設中、建設に入るところですか。いうふうな公式のやつをやろうとしている。だから、周南市には、2つ公式な利用ができる野球場がありますが、そういうところはみんなそうになっているのです。ちょっとよくお調べをいただいて、検討を深めていただければと思います。きょう、それは言われるとおりにやりますという返事をもらおうという気持ちはさらさらありませんので、少し時間をかけにやいけんと思いますから、また次の機会に、また検討結果を教えていただければ、大助かりでございますが、一言ありますか。

○稚山体育課長

大和の総合運動公園については、基本的には、野球含めて多目的に、サッカー、陸上、いろんなものに使っていただきたいということで、必要最低限なものを整備しているということでございます。ダッグアウトについても、もちろん野球に配慮したものと考えておりますが、そのほかにも、御利用しやすいようなものと考えて整備したものであると思いますので、また、それを含めて検討するという事で御理解していただけたらと思います。

○四浦委員

最後にしますけど、専門家に向かって、私がわかったようなことを言うたらまことに申しわけないのだけでも、あのダッグアウトっていうのは、野球のためでしょう。ほかにはそんな使いようがないものだと思いますよ。フェールグラウンドから、奥にと言うたらいいのでしょうか、グラウンド側じゃない、上のほうには、少し高くなって、斜めになって、そこには芝生が植えてあります。ですから、そういうところには観客席になっているし、もちろん、先ほど言いましたように、いわゆるホームベースの後ろ側のネットの奥は、これはもう立派な観客席ですよ。観客とあわせて報道席みたいな形で組まれている。これは、まぎれもなく野球を意識したグラウンドになっていると思います。あわせて言うならば、多目的は頭に入れて言うつもりなのですが、あそこには陸上競技ができるような、400mかな、大きいから200じゃないと思うのです。その400mの陸上競技がやれるようなものをやっている。もちろん陸上競技をそうそうあそこでやっているわけやない、レンガ敷きの白い長方形の石を埋め込んでいますね。それで、陸上競技のトラックを、1m間隔ぐらいでそういうものを埋め込んでいて、すぐに白線が引きやすい状態にまでなっていると。それはAコートのグラウンドのおおよそセカンドベースあたりのところと重なっております。だから、陸上競技と野球とを、そのAコートで一緒にやることはできないのですが、多目的グラウンドで、いいのではないですか。いいし、それから野球場としても充実することが、それは余り多目的なグラウンドとしても使うのに支障があるわけではなく、現に今ピッチャーのマウンドいうのは、ちょっとたこうするじゃないですか。あれはできたままになっていますね。日頃から置いたま

まです。いわゆるサッカーやらにやいけんから、そのピッチャーマウンドを削ろうというふうなことはやっているというふうには、全然聞いてないですけども。よろしく願いします。また聞かせてください。

○木村（信）委員

ちょっと数点確認をさせてください。先ほどから同僚委員の質問もありました学力調査の件について、一般質問のほうで、教育長のほうからも詳しい御答弁もありましたし、きょうも御答弁いただいております。その中で、基礎問題と応用問題、その辺、光市の今の小中学生の学力は大変今高いということで御報告もいただきましたけど、そのあたりの調査、御報告をいただけたらと思います。

○石丸学校教育課長

全国学力学習状況調査というのは御承知のように、A問題とB問題がございます。A問題というのは、主に知識とか、そういったものを確認する問題でございます。基礎基本とか、そういうような言い方もされております。B問題は、そういったものの活用力を見るというふうな問題のつくりになっております。光市のほうは、A問題につきましては、小学校は、国語のA問題につきましては、やや山口県平均、全国平均をちょっと下回っていると。B問題につきましては、全国平均は上回っているけれども、山口県平均はちょっと下回っているというのが現状でございます。むしろ小学校の場合は、国語のAという基礎基本のところは少し課題があるかなと。それから算数につきましては、A問題につきましては、小学校は全国平均、県平均を皆上回っております。基礎基本は定着しているというふうな状況。で、Bにつきましても、全国、山口県の平均を上回っているということでございまして、こちらのほうも、応用力もついているということでございます。小学校。それから中学校につきましては、国語のA、これは、全国、山口県も上回っております。それから国語のBも全国、山口県を上回っております。数学のAにつきましては、これは全国は上回っていますが、山口県平均と同じということで。それから数学のBにつきましてもこれは全国、山口県の平均を上回っております。ですから、そういう状況で、中学校に関しては、ほぼどの問題につきましても、県平均を上回っていると。山口県も全国でかなり上位におりますので、そういう状況でございます。

○木村（信）委員

何を言いたいかと申しますと、この調査結果っていうのは、ある程度私も把握しておりましたので、先ほどグローバル化の中で、小学生の英語力を強化、これは大切だと思います。そんな中で、まず母国語の国語が読解できてなければ、実際には、この力っていうのは向上していかないと、そこら辺もあわせてお考えをいただきたいと。ここら辺を申し上げたかった部分がございます。また、この読解力におきましては、やはり本を読む。よく同僚委員が、こういった形の質問もしてございましたけど、また学校図書、また図書館、いろいろなところで子供たちが図書に触れるということは前々からいろん

な部分で質問もいたしてきておりましたし、御答弁もいただいております。今後の図書指導員、また学校図書のあり方についてお考えがありましたら、お尋ねをしておきたいと思えます。

○蔵下教育総務課長

学校図書館の話が出ましたので、こちらから御回答差し上げたいと思えます。今、図書館充足率100%達成に向けて努力しているところですし、まさに学校図書館の充実に向け、司書教諭と図書指導員を含め、充実強化に努めているというところです。今、学校図書館法も変わりました、学校司書も努力義務で置くということにもなっておりますので、引き続き充実強化に向けて努力し、図書充足率についても100%達成に向けて努力していきたいと思えます。

○木村（信）委員

今すぐ、予算も伴うことですから、どうこうという話じゃなくて、今後は図書指導員をふやすとか、今、地域の方、実際今コミュニティー、地域コミュニティーも充実してまいりまして、コミュニティースクールも全校で取り組まれている、そんな中で地域の方が読み聞かせや、様々な取り組みをされている、先ほども御回答でもございましたし、そちらのほうに力を入れていきたい旨も、よく方向性のほうでわかっております。そんな中で、行政として、今後はそういう図書指導員をふやすとか、そっちの方向性のことについてのお考えはございますのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

今現状では、この場で図書指導員をふやしていくことは御回答できませんけども、委員のお考えは理解できる場所ですので、今後も学校図書館の充実強化を図っていくこととさせていただきます。

○木村（信）委員

私は従来から申しておりますように、コミュニティースクールと地域コミュニティーっていうのは両輪だと、絶えず裏表の関係にもあるし、相乗効果もあるというふうに申し上げております。そんな中で、地域コミュニティーは、ここではないのですが、コミュニティースクール、コミュニティースクールと切っても切り離せない部分がある。今回、この委員会じゃないのですが、この後また、コミュニティー推進基本方針の最終報告がされます。中間報告の中でも、子供っていうものがキーワードになって、やはりコミュニティー推進方針も考えられているようです。そういったところで教育委員会が考えられるこの方向性と、この中の考え方、少しお考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思えます。

○石丸学校教育課長

委員御指摘のように、国そのものがコミュニティースクールの推進ということをはん

と高く掲げておりました、そういう大きな動きの中で、学校を中心として、地域の活性化であるとか、そういったものが確かに今後の方向性としては考えられるかなど。実際に、今年度から小学校も全部コミュニティースクールになりまして、従前は学校にいろんな地域の人が集まってくる、例えばゲストティーチャーとか、そういった形で、授業のサポートをするという形の動きから始まったものが、実際には地域の方が学校に来られて、実際に一緒にいろんな活動をしておられると、そういう動きが当初はございました。昨年度ぐらいから、今度逆に中学生なんかは地域に出かけて行って、いろんな活動をしています。地域貢献。双方向の動きが出ているということでございます。それが、結局は地域の活性化にもつながっておりますし、あるいは、学校運営協議会等の話にも私も参加する機会があるんですけど、その中で、地域の行事があったときに、ちょっとサポートが要るなっていうときに、中学生がいるじゃないかとか、小学生がいるじゃないかというふうな声も出るようになってきております。ですから、コミュニティースクールの推進して、双方向の動きが今後さらに活性化していく中で、恐らく地域の活性化という部分にどう学校がかかわっていけるのかというそのあたりの具体が今後見えてくるのではないかと考えておりますので、そのあたりの委員御指摘の視点、そういったものを踏まえながら、取り組んでいく必要があるかなと考えております。

○木村（信）委員

私も近年これ、コミュニティースクールを随分昔から取り上げてきているんですけど、それと地域コミュニティーのことはやはり取り上げています。そんな中で、学校が積極的に地域に出向いて取り組んでらっしゃるなというのは大変評価しているところでもあります。そんな中で、今2学期制の話も先ほどちょっと出たのですが、近隣で教育開発研究所も充実されてくる中、そうした中で、コミュニティースクールと2学期制っていうのはちょっと全然話がまた違う別次元の話です。話であります、実際に中学校はコミュニティースクールというのは充実されてきておりますけど、そこら辺の2学期制との中で、近隣市との連携、そういったものは今後どういうふうに進められているのかっていうのは、ちょっとお考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○石丸学校教育課長

2学期制につきまして、今県内で光市だけが取り組んでいるということで、またコミュニティースクールにつきましても、今光市が非常に先進的な取り組みをしているというところで、全県的に、あるいは全国からもいろいろなところから視察に来ているというのが現状でございます。したがって、連携というのがなかなか、その意味で取り組みのスピード感が違うというところで難しい面もあるかと思っております。ですから、ただ、それぞれの市町教委と話をすることで、ほんとに今後の学校のあるべき姿、そういったものを話し合う機会は課長等が集まる中でございますので、そういった中で、また委員御指摘のような内容、このあたりのこともちょっと情報交換しながら、ただ単に光だけが進めていくということではなくて、例えばこの周南地域がそういう取り組みを連携のもとで進めていくのは非常に重要かと思っておりますので、そういった機会をとらえて、情報交

換を進めていきたいと思ひます。

○木村（信）委員

この2学期制の話に少し振りましたので、2学期制になってから、小学校がもうほとんど春運動会ってということで、光市は春運動会やるのよねと、だからこの秋は随分余裕が出て、そんな余暇の時間があると、そんな中で学習の連続性っていうものは担保されていると、これ実際には小学校ではものすごく大きなメリットがあるっていうのはもう好評いただいております。そんな中で、今後さらにこれを進化させていくことも必要でしょうし、我々が求めているのはやっぱり2学期制を含めて、何を求めたかっていうのは、ゆとり教育ではなくて、この教育の連続性の中に学習効果を高めるそのヒントが隠されていると。それとともに、もう一つ言えるのは、やっぱりこの地域との密着性、そこをどういうふうに出していくか、そんな中で、やっぱり近隣との連携は絶対不可欠なものだというふうにも考えてございます。そういったところをまた検証結果をまたお尋ねもしたいと思ひますが、よろしくお願ひして、この項は要望として終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2. 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第56号 光市・大和町新市建設計画の変更について

説 明：小田政策企画部次長兼企画調整課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第 51 号 平成 26 年度光市一般会計補正予算（第2号）（政策企画部所管分）

説 明：森重財政課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

7ページの臨時財政対策債の2億円は、これから3年間ずっとマイナスが続くと、そういう見方でしてよろしいでしょうか。

○森重財政課長

臨時財政対策債につきましては、国の財政状況によりまして交付額が確定いたしますので、今後、今回のマイナスは、補正のマイナスということでございますので、当初予算との調整を行うというものでございます。

○加賀美委員

濟いません。ちょっと勘違いしておりました。それじゃなくて、交付税の還元について、これから質問しましょう。関係ありません。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○加賀美委員

ちょっと1点だけお尋ねしたいのですが、25年度の法人市民税が若干ふえたことによりまして、交付税が今年度から返していかなくちゃならんと。これは、来年、再来年、3年間続く予定でしたか。ここらあたりについてちょっと確認しておきたいと思うのですが。

○森重財政課長

法人市民税の交付税の算定上の精算でございますが、これは、算定の翌年度から3年間で精算していくこととなります。

○加賀美委員

わかりました。基本的な26、27、28、3年間で清算していくと、その金額が年度ごと大体皆同じぐらいですか、それとも若干の差があるかどうか。

○森重財政課長

基本的には同額で精算となります。

○加賀美委員

わかりました。済いません。

○森戸委員

数点ほど質問させていただきます。まず1点目は、空き家についてちょっとお尋ねをいたします。

これは、市議会報告会で出た意見なのですが、伊保木地区は、市街化調整区域であって、規制があると。空き家も多く、定住対策として、その空き家を活用できないかといった意見が出されております。それにつきましては、どのようにお考えになりますでしょうか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

空き家のいわゆる定住対策ということでよろしゅうございますでしょうか。定住対策としての空き家の活用に関しましては、政策企画部のほうでこれまでもお答えをしておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

伊保木地区につきましては、御存じのとおり、今仰せの市街化調整区域になります。で、この問題につきましては、これまでも対話集会等でも御提言をいただいて、現状建設部において、地域の方々への説明、協議等を全体の調整区域という課題の中で整理をされておりますが、様々な規制があると伺っておりまして、現状解決に至っていない状況でございます。お尋ねの空き家の活用につきましても、ちょっと聞いてみると、詳しい規制については所管外にはなりますが、市街化調整区域では、原則として自分の居住用でない住宅を建てること、これができないと。また既にある住宅であっても、これを貸家業として営むことができないというような規制があるように伺っております。また、一定の条件での建物の売買は、当然、可能とはされておりますが、使用の目的等に様々な規制があるというふうにも伺っております。そういうような非常に厳しい問題を含有している地域であると認識をしているところでございます。したがって、行政による定住対策としての紹介の可否も含めて、さらに研究すべき課題がありますことから、伊保木地区だけに限らず、これまでも各委員さんからも御提言を受けておりますので、空き家の活用という中で、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○森戸委員

よろしくお願ひいたします。

それと、公共施設マネジメントについて1点ほど、公共施設マネジメントそのものではないんですが、お尋ねをいたします。

マネジメントについては、国からも総合管理計画を策定しなさいよという話が来ております。今光市が作っている白書は、公共施設が中心なのですが、施設に付随する公園とかトイレについては利用が少なかったり、また老朽化で撤去をしたほうがいいものもあるんじゃないかと私は思っております。都市公園、大きな都市公園を除いて、地域に身近なものとして、身近な公園として街区公園が28カ所、児童遊園が92カ所あります。それらの年間の維持管理費は、修繕とかトイレの管理などで、約4,300万円かかってお

ります。管理も児童遊園は地域で草を刈ったりするのですが、管理も高齢化でままならなくなっております。これらの地域に身近な公園とかトイレなどについても、今後のマネジメントの中で考えて、市全体として考えていく必要があるのではないかと、私は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○福原行政改革推進室長

本市の公共施設マネジメントにつきましては、白書に引き続きまして、今後、仮称ではありますが、公共施設の適正配置に関する方針、こういったものをつくりまして、その中で対象を初めとした具体的な内容、こういったものは国が示しております公共施設等総合管理計画の作成に当たっての指針、こちらを参考に、現在、国や他市等の動向を注視しながら検討しているところでございます。ただいま委員から、地域に身近な公園やトイレなども、マネジメントの中で考えていく必要があるのではないかと、そういった御提言をいただきました。課題としましては認識しておりますが、今後の施設のあり方などの大きな方向性を今後示そうとする中で、どこまでの規模のものを、またどこまでの付随施設を対象にするかにつきましては、よくよく検討する必要があるかと思っております。ただし、こういった方向性、そういった策定の指針を示すまでもなく、現状対応の必要がある施設、そういったものにつきましては、所管において、従前どおり進めていただきたいと思います。

○森戸委員

わかりました。所管で進めていくっていうのはもちろんのことなのですが、住宅とかであればマスタープランありますし、道路橋梁にしても、そういうものがつくられていく流れにあらうかと思いますので、公園とかであれば、都市計画ということになるのだらうと思うのですが、トータルとして、戦略を持って公共施設という中で私は考えて、所管任せにはできないので、ここで提案をしておりますので、どっかがやはり積極性を持ってリーダーシップを持ってやっていかなければならないと思っておりますので、公共施設のマネジメントも当然大切なのですが、こういった公園とかトイレのほうがもっと市民に身近なもので、課題としては大きいものがあると思っておりますので、ぜひ御検討お願いしたいと思えます。

○森重委員

それでは、合併特例措置についてちょっと再確認を、従来からも出ているところですが、10周年迎えておりますので、合併から10年を迎えまして、地方交付税を上乗せする合併特例措置、いわゆる合併算定替えですけども、10年間の期限が切れ、来年度から、2015年度からは段階的に交付税が減っていくわけですけども、その影響はどのようになるのか、影響額合わせて、そして段階的に5年間減る、その割合、そのあたりはどうなるのかをちょっとお尋ねいたします。

○森重財政課長

合併自治体に対します国の財政支援の一つであります合併算定替えの段階的縮減についてでございますが、これは今委員仰せのように、平成 27 年度から 5 年間かけて段階的に縮減されてまいります。この縮減の額でございますけれども、25 年度の例でいきますと、本来の交付税の額に約 6 億 6,000 万円の上乗せがございます。26 年度の例でいきますと、これが 5 億 9,000 万円となっているところでございます。これが、27 年度からの縮減によりまして、27 年度では 9 割交付、28 年度では 7 割交付、続きまして、5 割、3 割、1 割というふうに削減されてまいります。31 年度をもって完全になくなるということでございます。

○森重委員

じゃあ、この 5 年間の影響額というと 6 億 6,000 万円と考えてよろしいのですか。

○森重財政課長

この上乗せ額が今申されました 25 年度の場合で 6 億 6,000 万円でございます。これと同じとした場合に、最終的にはそれがなくなるということでございます。

○森重委員

わかりました。2020 年以降、この特例の措置はなくなっていくわけですが、光市の財政健全化計画では、歳入の部分でこの 27 年以降の合併特例算定替えは考慮して、実際には数値を見込んでおられます。しかしながらこの計画は、28 年度までで一応終了ということで、この 27、28 の影響額というのは比較的 1 割減、3 割減ですから少ないけれども、その後の、今度次のときの計画書になりますと、非常に大きな額が減額というふうになってくるわけですが、そのあたりは今後財政規模の縮減というふうな方向になるのかなというふうに思いますけど、当然合併特例債の活用が終われば規模は下がっていくんでしょうけど、次の 28 年以降の、この減額の影響といいますか、そのあたりはどのようにお考えになっているのでしょうか。今度は、5 割、7 割、9 割減というふうに、非常に大きな額が減額されていくということになると思うのですが。

○森重財政課長

合併算定替えによります交付税の上乗せでございますが、もともとの時限措置ではありましても、本市にとって貴重な一般財源でございます。今後も財源確保がますます厳しくなるというのは想定されるところでございます。こうした中で、上乗せ分がなくなるというわけでございますので、当然、その合併算定替えの縮小にあわせて、財政規模の縮小というのを行っていく必要があるということをお認識しております。今後の財政運営にとって大きな課題であるというふうに考えております。

○森重委員

財政は生き物ですから、どこでどういう数字が変化してくるかはわかりませんが、総合的に考えて、今後、今この措置として激減すると地方のほうも大変だから、今回は

支所の数ほどまた配分をとか、いろんな策も期待したいとこですけども、実際には、じゃあ何のために合併したのかというような部分の議論もありますので、それほど甘いものではないじゃないかなというようにも、それは、そのあたりは足元しっかり考えていただきたいというように思いますけども、当面の平成 24 年度から 28 年度までの財政健全計画によるのですが、財政の見通しにおける収支不足の財政健全化所要額ですよ。16 億 900 万円です。これについては、具体的な取り組み方策により、歳入歳出合わせた効果額として 17 億 400 万円の数字が示されているわけです。それでチャラになるように、チャラというか、ちょっと、そのあたりの現実、今の状況というのをちょっとお聞きしたいのですけど。見通しといいますか、それは、計画どおり。

○森重財政課長

健全化計画の進捗状況といいますのは、決算の段階でお知らせすることになるかと思えますけれども、当然今の合併算定替えというのは、この中に織り込んでおりますので、そうした中で、財政運営上は毎年度、約 3 億円程度の基金の取り崩しというのを見込んだ上での財政運営になっておりますので、現時点においては、それほど大きなずれというものはないのではないかと考えております。

○森重委員

毎年度、3 億円程度の基金を取り崩しながらということですが、基金も今も、今回の補正でも積まれているところではございますけども、だから、今後、やはり、今は合併特例債を活用してのいろんな事業や工事等もありますんで、いわゆる総額というか、予算というか、年額の規模は、予算規模はどうしても大きくなりますけど、これが 31 年度ぐらいまでに終わってきますと、当然やはり縮小、減額というところで、いかに住民サービスを落とさずに、こういうやりくりをしていくかということになるのだと思うのですが、その中でも、やはりいずれにしてもこの特例債の発行も当初の発行（ ）現在ですよ。今特例債の発行も当初の発行よりかは上回ってきたし、ここには介護保険の繰り出しも、今後は絶対にふえていくと、増加が認められる。で、またインフラ整備も必要になりまして、平準化して予算も立てられておりますけど、大変厳しいなっていうふうな感じがします。今後の交付税や臨時財政対策債の扱いは、ほんとにこれは不安定ですよ。臨債も、ほんとにこれもいろんなところでは、今後どういうふうなこれが取り扱いになるかということも危惧されることです。しっかり足元を見つめて、かじ取りをしていただきたいというふうに思っております。財政規模縮小のために何かできるのかの論戦をしっかりと具現化して考えていかなきゃいけないと思うのです。要はそのあたり、自主財源の確保もそうそうは簡単にはいきませんが、今の財政の中でいかに規模縮小のためには、いったいどこがどうなのかっていうことを、しっかり考えていただきたいと思いますと同時に、ここで財政はちょっと終わるのですが、今度は公共マネジメントになりますけど、その方策として一番やっぱり大きくなってというのが、公共マネジメント白書の作成の今後の取り扱いということになってくると思うのです。予算規模縮小のために、やっぱり、ここの公共施設マネジメントをいかに先ほど言われました適正配置

という言葉が言われまして、それが今後やっていくのだということと言われたのですけども、施設を今（ ）、行政サービスの現状をいかに分析して、公共施設の再整備、また再配置を、縮小の原則で、どのように今後具体的に進めていくのか。縮小の原則というのは、縮小のある意味どれぐらいの枠におさめるかっていう目標を私は、これは必要じゃないかなというふうに思うのです。難しいかもしれませんが、今後やってく上で、やはりこの今これだけかかるものをこのぐらいに抑えていけばこうなるというふうな、ちょっとやっぱ目標値みたいなものは必要じゃないかというふうに思うのですが、そのあたりはいかがでございましょうか。これは財政なのか、どっちなの。

○福原行政改革推進室長

ただいま、今後行政サービスを続けていくために財政的なことも含めて、縮小の方向性ということでお尋ねいただきました。これについて一般的な考え方も含めて、本市の公共施設マネジメントの考えで申し上げますと、委員おっしゃるように、現在保有しております施設を全て更新、また維持管理すること自体現実的に難しい時期になってきております。そのため、今後の施設のあり方、こういったことを今から基本方針で決めていくわけですが、新たな施設をそのままいたずらに増やす、そういったことではなくて、既存の施設の有効な活用とか、同時に複合化などを進めるなど、保有施設の全体規模を持続可能な規模まで縮小させていく、こういったことがやっぱり必要になってくると思います。そういった中で、目標量といえますか、そういったものにつきましては、国の指針におきましては、そういう設定もあったらよいというようなところも出ていますし、今から基本方針、こちらを策定する段で検討していきたいというふうに考えております。

○森重委員

ほんとに、次世代型公共施設マネジメントの確立というふうにも考えられますけども、今後のやっぱり次世代のためにも、やはりほんとに持続可能なマネジメントをしっかりとしていけないといけないと思うのですが、さいたま市では、公共施設マネジメント計画の方針編の中で、御存じだと思いますけども、今後の取り組み、全体方針を実に明確にしております。それは3つありまして、一つは、新規整備は原則行わないことと、施設更新、建てかえは複合施設とする、三つ目に施設総量、総床面積を縮減するというふうな、このようなやっぱり方針編でしっかり目標を明確にして、これは、こういう方向でいくんだということをやっぱり市民にも周知をするというか、やはり現場、現場におきましては、あれもほしい、これもほしい、これも建てかえてほしいというふうな地域住民の声というのはどこでもあるわけですけど、これからはそういう時代ではなくて、やっぱ光市はこういうものを抱えておって、今後はこういう方向でいくのですよっていうことを、まちづくりの観点から一般質問でも言いましたけども、こういうものをやはり周知徹底させていくということが、みんなのやっぱり意識を高めていくというか、ことになっていくんじゃないかというふうにも思います。

まとめになりますけど、今お聞きしましたので、それはわかりました。ぜひそれはやっていただきたいというふうに思っております。

インフラ整備の平準化も示されまして、やはり全体からも、先ほど言いましたように、どの程度の枠内におさめるかという、先ほど今室長も言われましたけども、おさめるかという目標をぜひ立てていただきたいというふうに思います。そのためには、公共施設等総合管理計画というふうなものもやっぱり必要になってくるのではないかとこのように思っております。次世代のために、今の白書作成後の全体方針とまた具体的な取り組みを示すべきでありますので、ここはほんとに御苦労かけてといたしますか、どこの自治体もやっているわけですが、白書を作成していただきましたので、そのあとそれをいかに実際に軌道に乗せていくかという大きな作業が残っておりますので、そのあたりをぜひ具現化していただきたいということをここではぜひ要望したいと思います。

何かコメントがありましたらお願いいたします。

○福原行政改革推進室長

ただいま、いろいろ御提言といたしますか、コメントもいただきましたし、そういったものを再度、室に持ち帰って、今後の方針に生かせるよう検討していきたいと思っております。

○森重委員

よろしくお願ひいたします。

○森戸委員

関連で、冊子といたしますか、公共施設マネジメントに関してできていたと思うのですが、どの時点で市民に向けて理解を深めていってもらえるのですか。そういうのは、基本方針ができてからなのですか。その前の段階で、これだけ建物維持管理これぐらいかかっている、これだけのお金かかるのですよという部分は、どういうふうに周知をしていくのですか。どの時点で。

○福原行政改革推進室長

周知の考え方でございますが、基本的に白書を、このたび作成しました。白書での周知を考えております。建物関係の箱物を中心とした白書につきましては、既に7月に策定させていただきまして、議員各位にはお配りさせていただいて、市民の皆さんにはごらんになっていただけるようホームページで公表しておりますし、閲覧用として市役所ほか市内25施設に設置させていただいております。それで、8月25日の広報のほうでも、白書につきましては、出前講座を開設するというようなお知らせもさせていただきました。その先の基本方針につきましては、特に基本方針ができ上がっての周知ということについては、今のところまだ検討中でございます。

○森戸委員

ホームページと、あと閲覧用に置いているということだったのですが、どうですか、反応なり、ホームページであれば、どのぐらいの人が見ているのか。その辺のところはわかりますか。

○福原行政改革推進室長

閲覧の状況については把握しておりません。

○森戸委員

じゃあ公共施設、この白書を発表したことで、何らかの御意見なりが来ています。

○福原行政改革推進室長

直接問い合わせ等はありませんが、よくいろんなことがわかったというような話はいただいております。市内にこれだけ施設があるのだねとか、あと、また7月16日に行政改革市民会議、こういったものも開催させていただきましたし、8月5日にはまちづくり市民協議会も開催させていただきました。そういった中で、白書等について、御意見はいただいております。今後どうするかという話もそのときにいただいております。

○森戸委員

行革市民会議とまちづくり懇話会ですか（「市民協議会」と呼ぶ者あり）市民協議会、その中でこういった意見が出たのですか。

○福原行政改革推進室長

意見等ですが、どのような統廃合をしていけば効果的な施設になるか、そういったものをまず検討する必要があると。また一番の問題につきましては、施設の更新費用だと思う。それで、公共施設マネジメント、こういった取り組みの考え方は理解した。あとはこれをどのように実行していくかが肝要であると。そういったものが主な意見となっております。

○森戸委員

まだ一部しか、一部の市民しか、この存在も含めて、知らないのかなというふうな状況かなと思いますので、私は今の段階で、今後の施設再編が云々というよりは、現状、これだけ施設があっただけなのですよというのをわかっていただくのが一番大切だと思いますので、その後は、それからのことだと思います。まずは、現状把握してもらおうというのが大切なので、もっとPRをする必要があると私は思うのですが、その辺の今後の計画なり、認識なりを教えてください。

○福原行政改革推進室長

PRの方法につきましては、特にといいますか、出前講座、そういったものを中心にやっただけだと思っております。そういった方がいらっしゃれば、御紹介なりもしていただければ、助かりますし、まずはおっしゃるように、市民の方への認識を深めていただくことが第一だと思っております。そういった中で、現状について、情報提供を行い、課題意識の共有化、こういったことが図ればなという形で、8月25日の広報のほう

の最初の出足のところでも、市民の皆様との情報の共有化、一緒に考えていきたいと思いますので、出前講座等を開設しておりますということを、掲載させていただきましたので、まだ、広報掲載して8月25日以降ですか、間もないことですし、もう少ししばらく状況を見ていきたいとは思っております。

○森戸委員

もう少ししばらくという気持ちもわかりますが、それほど悠長でいいのかなと私は思います。というのもあれだけのお金がかかるわけですから、紹介してくださいとかという前にもっと積極的に発信をしていくべきだと私は思います。そこが不足しているし、そういうことは、この白書自体はそれを周知して理解してもらうことが目的ですから、つくることが目的ではありませんから、そのところは最初から考えておくのが当たり前のことだと思いますので、もっと積極的にPRを図ってください。じゃないと、いつまでたっても再編に結びついていかないと思いますし、施設の建設欲求は出てくると思いますので、それと、他市はこれをつくった時点でどういうPRをしているのかとか、その辺の研究なり、それと、白書自体なかなか厚いものでもありますし、もっとわかりやすいものとか、そういうものをつくっていかうという考えはありませんか。

2点ほどお尋ねをいたします。

○福原行政改革推進室長

他市の状況で、先進的な取り組みをしてらっしゃる市町村につきましては、周南市なんかのように漫画でわかりやすく公共施設の現状をまとめたもの、そういったものがありますが、ほかの市町村の一般的なホームページとか、そういったものを見た感じで言いますと、主にはホームページの公表だけで、内容的にボリュームがありますので、市の広報にも掲載しないところが多くあるように認識しております。

○森戸委員

それと、わかりやすい資料作成をどう考えるかという質問です。

○福原行政改革推進室長

済いません。わかりやすい資料作成、それをどう考えるかということでございます。8月25日の広報で、3ページにわたって白書の内容を掲載させていただきました。こういった形で、わかりやすく整理したつもりではありますが、今後出前講座等に行く際には、さらにこれを整理した形で、今の白書そのままは、本編だけで120ページからございますので、あれをそのまま説明することもできませんので、整理した資料を今準備しているところでございます。

○森戸委員

了解しました。周南市は、予算書なんかも非常にわかりやすい、コンパクトにまとめたものを配布していますので、市民向けに、わかりやすい、そういうものもぜひつく

っていただきたいなと思います。周知が一番大切だと私は思いますので、力を入れてやっていただきたいと思います。

○小田政策企画部長

森戸委員さんのほうから、白書についての話をいろいろお尋ねいただきましたけれども、当然、今までお答え申し上げていますように、白書を何のためにつくったかと言いますと、光市の現状の施設がどのような状態にあるかというのをまずその現状を明らかにして、市民の皆さん、議会もそうですけれども、その課題、問題意識を共有していこうという目的でつくってありますから、白書をつくったら終わりじゃないというのは、まさしく委員のおっしゃるとおりだなと思います。したがって、やはりこの現状を市民の方にまずはわかってもらうというのが、とりあえず今の段階の話だろうと思いますし、並行して、再編計画なんかもつくっていかなければいけないと思うのですが、まずはどうやって市民の皆さんにそのあたりのことを周知してくかというのが、やはり大きな課題だろうと思います。先ほど来室長のほうがお答え申し上げておりますように、広報に載せる、ホームページに載せるって、これはもう当たり前の話でありまして、市民協議会であるとか、行革の市民会議の中で一部ではありますけれども、その方の意見も聞いてまいりました。その中でもやはり多くの市民の方にいかに周知するかという課題提起もされています。今のところは、先ほどから出前講座云々って話もしておりますけれども、ここはやはり出前講座にしても、待っていたら向こうのほうから申し込みがあるのを待っていたら何にもなりません。ここはやっぱり攻めの気持ちで、しっかりと市民の方にしっかり情報提供できるような、積極的な仕掛けをやっぴりしていく必要があると思っていますし、やっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○森戸委員

わかりました。実際に、そういう空気が出てきておるといいますか、再編をどんどん進めにゃいけませんよ、みたいな発言もちらほら出てきていますので、今こそそういうタイミングだと思いますので、ぜひ、ちょっと厳しいことを申し上げましたけれども、今チャンスだなと思いますので、よろしく願いをいたします。

○木村（則）委員

ちょっと、私も一般質問で取り上げさせていただきました。今、周知の件に関して、と私からも一つ要望添えたいと思うのですが、今、ちなみに光市役所はどこに置いてあるんですか。私見当たらなかったのですよ。

○福原行政改革推進室長

市役所の場合は、市役所の1階に情報コーナーというのが、閲覧コーナーがございまして、そちらに設置しております。

○木村（則）委員

情報コーナーのどこに置いてあるのですか。それから、公民館は僕ちょっと行って見てないのですが、どういう形で置いてあるかということをお前は言いたいわけですよ。つまり、特出しで例えば、これぐらいの紙でも何でもいいですよ。公共施設白書ができましたと、ぜひご覧くださいね、みたいな形で、見える形でやるのか、僕この前、ちょっとどこにあるのかなって、少々探したのだけど、ちょっと見当たらなかったのをお願いします。

○福原行政改革推進室長

閲覧スペースがあるようなところにつきましては、そこに本棚等がございまして、そちらのほうに設置しております。ただ、特出しでという形はしておりません。公民館によっては、そういったスペースがないところにつきましては、事務所の方をお願いしております。事務所の受付の方にそういう問い合わせがあったら出せるような形で、お願いしますという話で設置させていただいております。

○小田政策企画部長

ただ置いとくのじゃなくて、目立つような形で、手にとってもらえるような形で工夫します。

○木村（則）委員

よろしくお願ひいたします。わたしはこの前、一般質問の中で、そういったセンスのこの話をさせていただきまされたけども、そういったことを積み上げて、今後よろしくお願ひいたします。

○磯部委員

人口減少に関する質問は、私も一般質問でもやりましたし、同僚議員も、多くの議員がこのあたりのことについては質問をしてきております。特に若者の定住策、また、まちづくりの構想、このあたりのことについても、今までにも議会でも様々な視点で同僚議員含めて行ってきております。一般質問の回答の中にも、やはり着実な計画、総合計画の後期基本計画の残り年数のきっちり計画をまずは着実に進めていくということが重要と回答されましたし、今の計画の中で、やはり人口減少を長期に見据えるというのは非常に課題もあろうかというふうな回答もございましたので、その10年スパンの中で、積極的に考え方、動向も見据えながら、まちづくりのそういう計画を着実にやるというような御回答でありました。これは議会が主催する報告会の中でもこのような意見もございまして、あえて委員会でまた質問させていただこうと思ったのは、その後、一般質問等の後でも、国の積極的なそういうアクションが出ております。地方創生会議、また、それぞれの担当大臣による各市町村の自治体のカラーを生かした独自性に積極的に予算をつけていきたいとか、また、様々なことが進められようとしております。その中で改めて今回ちょっと委員会で再確認をさせていただきたいのですけれども、このまちづくりの構想、特に人口減少をストップさせるための、光市としての課題、また若者の定住

策、これは、定住促進というところだけでは済まない部分もあろうかと思えますけれども、ここの所管としてのお考えを、その後一般質問後のいろいろな国の流れもございましたので、改めてここでお聞きをしておきたいと思っております。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

それでは、もう1回整理すべきところを整理しつつということで、若干長くなるかもしれませんが、御容赦いただきたいということですが、まず、10年後、長期構想に關しましては、御存じのとおり、長期的な視点と、それとやはり短期的な戦略、こうしたものを組み合わせて行っていくのがまちづくり、都市経営の基本であると認識をしております。このため、本市におきましても、長期・短期両面からのアプローチをするということにしております。具体的には、平成19年に基本構想も含めて、総合計画を策定をしております。この中で、新市誕生後の10年間を見据えて、平成28年を目標とする長期構想として光市基本構想を議会の御議決をいただいて、定めております。それと、具体的な個別の戦略につきましては、前期5カ年の基本計画、それと、平成24年には、これの課題等も再整理をした上で、後期基本計画5カ年、これをもとにまちづくりをしておるところでございまして、まず1点目の長期構想としましては、当面、28年度までの10年間のまちづくり基本構想、光市基本構想がこれに該当すると考えております。

人口問題に關しましては、これは一般質問のほうでお答えした状況ではございますが、まず、人口等に関する諸指標の分析、様々な議員さんから今回、国の分析、あるいは創生会議の分析等も提示をされておりますが、我々といたしましても、都市経営を考える上で、必要不可欠なものであると認識をしております。こうした中で、先ほども申し上げました、基本構想を策定した段階において、人口と年少人口割合、これの半減、つまり減少傾向にある部分を半分程度に抑えたいという目標設定を掲げているところでございます。

こうした上で、まずは、国等も今回示しておりますように、光市の特性であります「おっぴ都市宣言」のまちとして、多種多様な子育て支援策を展開をしております。これによって、子供を産み、育てやすい環境の整備を図る、これを主軸に押さえつつも、7つの未来創造プロジェクトによって、まち自体の魅力の創出、これによって人口の増加を図っていきたいということでの2本柱で実施をしておりますが、現状残念ながら全国の都市と同様に、減少傾向に歯止めがかかっている状況にはないものと認識をしております。

今後の人口減少への対応につきましては、これもお答えをしておりますように、やはり人口問題は都市の制度設計の基本と考えておりますし、重要な課題であると認識をしております。ただ、これが我が国自体が人口減少化に突入していく中では、委員御提言のとおり、単市での施策の展開には限界が生じてくるものと考えております。したがって、次期まちづくりビジョン、平成28年度以降の話になってくると思うんですが、こうしたものも念頭に置きつつ、委員御提言のように、例えば総務省のほうでは、地方創生で事業枠を新たに設けて、新交付金とあわせて地財措置を行うとかいうような項目も出ておりますので、やはり、そういうようなことも含めて、国の地方創生に向けた取

り組み等とも連動して、対応してまいりたいと。また、直面する対応としては、それぞれの中で、今できることをあわせて実施をしていきたいと考えております。

○磯部委員

わかりやすい御回答をほんとありがとうございました。そのようなことも含めて、質問の中にもありましたけど、都市間競争を勝ち抜いていくためのやはり施策も今できることではないかと思っておりますので、人口減少、多方面でのそういったことを模索しながら、今後につなげていっていただきたいということをお願いいたします。

○四浦委員

上関原発問題についてお尋ねをします。これはちょっとわからんことがあるから、念のため聞くのですが、最近の議会の中では、電源立地地域対策交付金を受け取るつもりはないと、こういうふうに言われていると記憶していますが、たしか受け取ると、受け取って福祉に使うということを初期の段階で言われたと思いますが、これは、そういう事実でよろしゅうございますか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

そのように認識しております。

○四浦委員

これは、例えば平成 23 年 2 月 28 日の議会の議事録によりますと、一般質問の答弁で、市長自身がこれを、交付金を受け取り、地域住民の福祉のさらなる向上を目指そうとするものでありますというふうにあります。が、「受け取る」から「受け取らない」に変わったというのは、やっぱり上関原発の推進する勢力、特に中国電力などは、建設が悲願だと、こういうふうに、いまだにずっと、福島以後も言っておりますから、市長がこういう態度をとるのは歓迎なのですが、これは、いつどういう形で変わったかちゅうのを教えてください。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

今、委員お示しのとおり、2月 28 日の議会においては、そのようなお答えを、市長のほうがしております。その後、いつ変わったかということですが、現実的にいつ変わったかというようなものは、持ち合わせておりません。

○四浦委員

最近の議会で答えたということは、受け取るつもりはないというふうに答えたということは確かなのでしょうが、それは具体的に言うといつの日付でありますか。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

それでは、お答えをいたします。24年の9月議会、土橋議員さんの質問に対して、受け取るつもりはないというようなお答えを市長のほうがいたしております。

○四浦委員

せっかく答弁いただきましたから、念のためです。そのときには、理由は、受け取ると、こういうふうに言っていたのが、受け取って福祉に使いたい、こう言っていたのが、受け取らないというように、180度変わったわけです。それは、態度が変わったという点で、理由を示してしかるべきだと思いますが、理由は示しているんですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

それぞれの項目にまず、これ概略でございますが、電源立地地域対策交付金を受け取らないと明言したと報道されたが、間違いはないかと、改めて議会の場で明らかにしていただきたいという質問に対しまして、次期市長選に立候補するに当たり作成したリーフレットの中に、原発に頼らないまちづくりを行うという私の意思とメッセージを明記したと。上関原発に係る電源立地地域対策交付金についても受け取るつもりはないというふうに答えております。その他、それぞれの質問にお答えをしております。

○四浦委員

ある程度中身はわかりました。市長選挙の1カ月前の月という時期に、そういうふうな、現状では上関原発、そのときは現状ではついてなかったかもわかりませんが、上関原発に賛成するつもりはないとか、そういう一連の意思表示の中に、交付金は受け取るつもりがないというふうに変ったのかなというふうに思います。

じゃあ、せっかく交付金についてお聞きしましたから、もう少しお聞かせをいただけたらと思いますが、交付金の申請は、これはしているということになっているのでしょうか。意思表示は確かにしたと思います。福島原発の事故の、私は記憶でものを言うのですが、直前、光市以外の周辺部の市長、町長は、1月に意思表示をしたと、県に申し入れをしたということだったと思いますが、光市長だけ遅れて、2月1日だったと思います。申し入れをしている、交付金問題について、そののころちょっと説明してください。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

2月、これも一般質問のほうでお答えをしておりますように、2月1日に申し入れたと。1市3町との時期の違いに特別な理由はないと。

○四浦委員

その申し入れという言葉がわかるようでわからないのですが、交付金を受け取るための申請をしたということとは別なのですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

申請はしていないと理解しております。そういう書類は出しておりません。

○四浦委員

手続上のことをお聞きします。その申し入れをしたということで、仮に上関原発が着工されたときに、その交付金が支給されるということになるわけですが、では、申し入れしたことによって、交付金は自動的に光市に入ってくる、こういう仕組みになるのですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

交付金が現状で支給されるかどうかという手続上の問題といたしましては、県の所管になろうと思いますので、私のほうからお答えする立場にはございませんが、現状、申請しておらないもの、通例で申し上げますと、申請行為をしておりませんので、受け取り行為もないであろうという認識であります。

○四浦委員

申請をするということは、一般的にこの交付金問題では、いつの時期になるわけですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

今、いつの時期になるかというのは、手持ちに資料等ございません。

○四浦委員

もう一つ、念のためにお聞きします。申し入れをしたということは、いまだにこれを撤回するという行為はしていないのですね。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

撤回、交付金の申請をしておりませんので、撤回行為もございません。これは、今まで議会においてお答えをしたとおりでございます。

○四浦委員

私が聞いているのは、申請はしてないのだから、申請を撤回するとしているかどうかと聞いているわけじゃない。申し入れをしているわけです。平成 23 年 2 月 1 日に県に対して、市長が申し入れをしているわけです。交付金を、受け取りたいという申し入れをしているわけです。それは、そういうことをやれば自動的に出るのかどうか。申請をする時期が来て、申請しないとこれは出ないというふうに受けとめていいわけですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

その件については、ただいまお答えしたとおりでございます。

○四浦委員

ちょっとよくわからないから、何なのですが、交付金の申請は、もう一度ちょっと似たようなことを聞きますが、申請を一般的にやる時期というのは、交付される時期はさっき私述べたとおりです。着工されたときだったかと記憶しておりますが、申請する時期というのは、何か明記されたものがあるのですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

先ほどお答えをいたしました、ただいま申請に関する県の正式な書類等を光市のほうでは持ち合わせてないので、この場でお答えはできないというふうに申し上げました。

○四浦委員

この種の問題というのは、非常に気色が悪いので、ちゃんときちんと押さえなければいけないと思いますから、繰り返しお尋ねをしますが、じゃあ、申し入れそのものは、私は、県は申し入れる、申し入れているわけですから、県はそう受けとめとしたいと思います。これは、受け取るつもりがないのなら、申し入れそのものを撤回するという意思表示を内外にきちんと明らかにする、県に対してはもちろん、その意思表示をする必要があると思いますが、いかがですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

これに関しても、これまでお答えをしておりますように、公式の場で市長のほうを受け取るつもりはないと、議会の場で申し上げております。

○四浦委員

議会で言っているから、これで事足りるということには、私はならないと思いますが、これは、ちゃんと県に申し入れているのだから、県に対して、そのつもりはなくなりましたよと、態度が変わりましたよと言うべきなのが常識じゃないですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

県に対して撤回の申し入れもしておりませんし、今後する予定もございません。

○四浦委員

一番肝心なのはやっぱり県に対する申し入れをやっている。議会に対して申し入れも、この交付金は受け取るつもりがない、県には交付金を受け取るつもりがあるというふうに申し入れをしているわけですから、そうすると、県に対して、申し入れましたが、あれは態度変わりましたので、あれを撤回します、申し入れを撤回しますというのが手続だと思いますが、県のほうは何か光市以外で議論しとるから、もう光市は申し入れについてはもう撤回したのだなというふうに考えてくれりゃあいい。これはもう、完全に思いこみがひどくてそうなっているだけの話で、ちゃんと県には、申し入れたと同じよう

な態度で、電話で申し入れたんやったら電話で申し入れてもいいですけど、それはやるべきじゃないですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

やるべきかないかというお尋ねに関しましてお答えする立場にはございませんが、これまでも、一般質問の場で、同じ質問に対してたびたびお答えをしております。それ以上のことを申し上げる立場にはございません。

○四浦委員

硬直した答弁、答弁にならない答弁になっておりますから、ここは、せつかく副市長が同席をしておりますから、副市長の言葉で聞きましょう。

○森重副市長

これまでに、四浦委員さんほか、市議会の場で御質問にお答えをしておるとおりでございますので、御理解いただければと存じます。

○四浦委員

非常に不誠実な態度であるということで、これからもきちんとただしていかなきゃならないということを痛感いたしました。終わります。

○森戸委員

1点だけ質問させていただきます。執行側は、様々な意見を聞く場があります。市民集会とか、議会、いろんな団体との交流の中とか、いろんな、要望書、連合自治会とか、ところから意見を聞いて、政策立案化をしていくわけなのですけれども、市民から、地域の課題、諸課題の解決やまちづくりのアイデアを募集するような仕組みづくりができないかと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

市民から、アイデアの募集をとということでございますが、こちらに関しましては、委員御承知のとおり、様々な場面で市長のほうも「対話」、「調和」、「人の輪」ということをまちづくりの視点の一つとして掲げて、様々な場で協働の取り組みを展開しているところでございます。で、これまでの一例を申し上げますと、基本構想の策定時に、先ほどもほかの答弁でございましたまちづくり市民協議会、これは市民の代表の方で組織しておりますが、こうしたものと若手職員の協働ワークショップという形をつくりまして、その中で、今申されたようなまちづくりの具体的なアイデアを市民の皆さんから募集するというので、5つの事業の提案をいただいたことがございます。そういう状況の中で、それを継承したその後の後期基本計画等も含めて、当初、里親制度、いわゆるアダプト・プログラムと、それと協働事業提案制度、これは市民からアイデアを募集してはどうかという、まさにその事業になると思うんですが、こうしたものを一応総合

計画上に位置づけておりました。今回、市民部の所管事業にはなりますが、協働事業提案制度につきましては、元気な光市を市民の皆さんとともに築いていこうということで、市民の市民活動団体の公益活動を応援する側面で、元気なまち協働推進事業というものを具現化しております。で、また、新市誕生 10 周年の記念事業に関しましても、市民自らが企画し、開催をされる事業として、市民提案制度を募集をして、たしか 9 件だったと思うんですけど、の事業が、この 10 周年で実施をされるようになっております。こういうような形も含めて一例ではございますが、引き続き市長が掲げております市民との協働、3つの「わ」によるまちづくりという側面からも、様々な場面で委員の御提言も踏まえて、いろんな事業展開を努めていきたいというふうに考えております。

○森戸委員

わかりました。周年ごとということではなくて、常設化、常設的な話をしたつもりでございますので、ぜひ、お願いをいたします。

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第51号 平成26年度光市一般会計補正予算（第2号）〔所管分〕

説 明：縄田地域づくり推進課長 ～別紙

説 明：田中市民部次長兼税務課長 ～別紙

質 疑：

○森戸委員

ちょっと初歩的なことをお尋ねいたします。

9 ページのコミュニティセンターの整備事業で、建設工事の監理委託料の監理は何をするのかということと、監理に関して出来高によるというふうに言われましたが、その辺のところをもうちょっと詳しく説明していただけますか。

○縄田地域づくり推進課長

ただいまの監理委託料についてお答えいたします。

建設工事を伴うものに関しましては、工事の進捗状況の確認及び適正に工事が進んでおるか、法的にも正しい工事をしておるか、そういったところの監理をするということで、通常、監理業務委託を結んでおります。

それと、済みません。

○森戸委員

出来高の説明を。

○縄田地域づくり推進課長

済みません。出来高の説明でありますけど、出来高につきましては、今回は、監理委託料総額の10%を見込んで26年度分として計上しております。

○森戸委員

出来高と言われるぐらいですから、ここは変動する可能性があるのですかね。

○縄田地域づくり推進課長

はい、一応、10%上限として、今回、計上しておりますので、全くこの工事が入れないよということ、多分、ないと思いますけど、そういった場合には、この支出がゼロということも考えられます。

○森戸委員

いや、例えば、工事の量でここが変わるのですか。

○縄田地域づくり推進課長

基本的にはそういうことになります。

○森戸委員

その工事の量は、どこから算出されるのですか。

○縄田地域づくり推進課長

一応、26年度の工事の進捗状況から総合的に判断する形になると思います。

○森戸委員

ということは、26年度の工事の進捗量でここが変わるということなのですね。

○縄田地域づくり推進課長

はい、そういうことです。（「ああ、なるほど」と呼ぶ者あり）

○森戸委員

はい、わかりました。

ちなみに、この委託というのは、今からなのかなと思うのですが、そうでなかったらそうでないというふうに言うてください。

こういう委託をされる業界、業者は、どのくらいの数がいらっしゃるのか。

○縄田地域づくり推進課長

管理業務委託の業者でありますけど、基本的には、実施設計を行ったところが随契で行うという形が一般的でありまして、今回もそういう形になると思います。

こういった業者の数っていうのは、ちょっと私のほうで把握しておりません。申しわけございません。

○森戸委員

はい、わかりました。

それと、5ページのこのコミュニティセンター整備事業に関する地方債に関してなのですが、これ利率は幾らで借入先はどこなのか。

○縄田地域づくり推進課長

この地方債の件でありますけど、この地方債につきましては、合併特例債のほうを活用させていただく予定にしております。

○森戸委員

で、利率は幾らなのか。

○縄田地域づくり推進課長

対象事業費の95%になります。（「ううん、そういうあれじゃないでしょう」と呼ぶ者あり）（「利率」と呼ぶ者あり）

済みません。利率につきましては、5ページに書いてありますとおり、5%以内という形になっております。

○森重副市長

まず、今、委員さんからお尋ねの利率でございますが、現在、未定でございますが、今後、借入れを実行する際に決まってくるというふうに思っておりますけども、1%少し、現状であれば、はっきりとした明確な御回答はできませんけれども、現状、1.5とか1.6とか、そのあたりになるというふうに見込んでおりますが、これは少しまだ流動的でありますので、決定はしておりません。

それともう一つ、どこから借りるのかということでございますが、合併特例債は縁故債でございますので、今後、財政課のほうで適切に借入先についての選定を行っていくというふうに考えております。

○森戸委員

5%以内の幅がありましたから、聞いたままでなのですが、利率の部分は理解いたしました。

縁故債の部分なのですが、具体的にいうと、どういうところが想定されるのですか。政府なのか市中なのかでいうと。

○森重副市長

はっきりとしたお答えはできませんけども、市中になるというふうに思います。

○森戸委員

わかりました。

○磯部委員

済みません、確認を少しさせていただきたいと思います。

27年度末で完了ということで、26年度、この予算の中で、公園解体工事800万円というのがあるのですが、基本的に今、みたら公園になっているそこを全てその樹木とか、例えば花壇がちょっとあったり倉庫とかがあったりするんで、真っ平らみたいな形で、そこをきちんと建設ができるような形の解体、公園解体という理解でよろしいのですか。

○縄田地域づくり推進課長

公園の解体についてでありますけど、今の市場公園のほうを解体するというので、今年度の26年度の予算、800万円上げていますけど、基本的には、既存の倉庫とかそういうものは、全て解体して整地する予定にはなっておりますけど、一部、樹木についてはそのまま残すというところもあります。

○磯部委員

失礼しました。市場公園でした。うっかりしておりました。

そのじゃあ、建屋がきちんとできるような、一部、樹木は残すけれども、そのあたりを真っ平らというか、きちんとした、ちょっと底上げっていうか、それもありましたですね。それもする形で解体をするということですね。

○縄田地域づくり推進課長

そういうことです。

○木村（則）委員

ちょっと工事工程のことをちょっと再度、確認させてください。

先ほどは、27年度からの本格的な工事だと、それに伴う入札であるとか、あるいは前払い金のための補正だというふうな説明だったと思いますけれども、先ほどもちょっと市場公園の解体工事も、これ、27年度からスタートということではよろしいのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

済みません。現在の市場公園の解体につきましては、26年度工事として実施します。

○木村（則）委員

およその時期と、それから周辺住民への皆さんへの説明といいますか、そのあたりは、

現在のところ、こういった予定でしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

公園の解体の時期等についてでありますけど、公園の解体につきましては、もう9月議会で予算、成立しまして、その後、入札に入るという形になります。実際の工事につきましては、11月、12月ごろからの実施で、今年度、26年3月末までには完了するという形になります。

それと、近隣住民の方への説明等につきましては、そのあたりの入札が済みまして、工程、日程等がはっきり決まりました段階で、説明のほうをしたいと考えております。

○木村（則）委員

はい、わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

（報告）光市コミュニティ推進基本方針（案）最終報告

説 明：縄田地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑

○加賀美委員

一応、その概念というんですか、コミュニティの基本方針は、一般的に今まで過去の中で、地域が抱えている問題等を取り上げて、基本的には方向性はきちっとできていると思うのですよね。

こういった中で肝心なのは、これから、例えばコミュニティの範囲とか、コミュニティの範囲をどうするかと。例えば、今ある12の公民館を中心にコミュニティをつくるというのじゃ、これはちょっとベクトルが合わないと思うのですよね。

いわゆる大和の3公民館と、浅江の1公民館、これだけの人数とか世帯数、比べると随分違って来るし、行政がまた何かを1つのくくりとしてやるときについても、ちょっと不公平、アンバランスな状況があると。

そういった中で、そういうくくりとか、あるいは、概念図は大体できていますけども、細かな概念図、さらに、その予算体制、予算決算、会計処理をどのように果たしてやるかとか、そういった具体的な方向性については、どういうスケジュールで進めるのか、ここらあたりについてのちょっと見解を伺っておきたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

まず、地域コミュニティの範囲についての御質問であります。基本方針15ページのほうに、一応、地域コミュニティの範囲についてお示ししておりますが、このあたりにつきましては、策定懇話会、また、公民館長さんからの意見としても一部ありました。

その中では、範囲については大切なことであり、今後、地域での話し合いの中で決めていくのが、一番いいのではないかという御意見が多かったです。

以上であります。

それから、具体的な進め方、予算とかそういったあたりの具体的な進め方のスケジュールについてでありますけど、これにつきましては、この基本方針を作成した後、まず、この基本方針についての説明を各地域で実施してまいりたいと思います。

それとあわせて、行政組織としてのあり方について、行政内部の各所管と調整協議をしてまいりたいと思います。そのあたりを26年度で進めまして、実際、27年度から具体的なところに進んでいくという形になりますけど、まず、行政の役割のところで、地域担当職員のこともありますし、そのあたりの行政の仕組み、行政の方向性をきちんと共通認識して進めていくという形になると思います。

○加賀美委員

具体的には行政ベースじゃない。地域コミュニティというのは、あくまでも地域が主体的にやっていくのが本来であるけれども、やっぱり何かの方向性を出すときには、1つの案をつくって、それによって地域がどういうふうにとまとめていくかちゅう形になると思うのですよね、それはそれでいかれると思いますけど。

特に、これは、地域コミュニティの範囲の問題についちゃ、これはやっぱり慎重に議論をしておかないと、先ほど申しましたように、小さなグループと大きなグループ、こういうアンバランスの状況になったときに、例えば、この将来、コミュニティに自活を促すために、補助金を貸与するということに、そういうようなケースが出たときなどは、非常にアンバランスな傾向が出てくると。

そういう意味合いから、この範囲についちゃ、やっぱり地域の独自性を無視してでも、光市全体としてのこの分け方、例えば中学校区とか、そうあれは、いろんな形でどう分けるかをみんなで議論、今までと同じように議論して決めていくことが必要じゃないかと思うんですよね。

それからもう一つ、会計処理の問題についちゃ、今、公民館の会計処理なんかっているのは、もうこれ、行政ベースでやっていて、この地域の人には全然わからないような仕組みになっているのですよね。

あと、その連合自治会とか、あるいは社協とか青少年とか、こういったものは、それぞれがやっていると思うのですよね。

それぞれがそれぞれの会計処理をやっているちゅうような状況だけでも、今度は、協議会一本でやると。協議会の中できちっと全てのコミュニティの費用を管理するというような仕組みを、やっぱりよく話し合いしてやっていくということをや地域に理解してもらわないと、何か今までみたいな変な形、行政がそれとなくやっちゃうというような

形にならんようにしていくことは大切だと思うのですよね。その辺気をつけていただきたいと思います。

それから、一点、ちょっと確認をとっておきたいのは、25ページに、コミュニティプランの策定を検討するっていうことですが、これ、具体的にはどういうことなのかね。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティプランの具体的な形であろうかと思いますが、コミュニティプランとは、基本的には各地域でつくるものでありまして、その地域の個別の行動計画と年次的な行動計画というふうに考えております。

○加賀美委員

だから、地域の年度計画をきちっと、今年度は何をどういう形で取り組んでいくというのをやっていくと思いますけども、当然、これは必要だと思いますよね。

そうした場合は、これからやっていくちゅうことですよ。だから、まず領域を決まって、領域を決めて、大きな枠組みを決めて、そういった枠の中で決めていくという形をとるのであって、どうも、皆さんは12の公民館がそれぞれ、自分たちでコミュニティ協議会をつくりたいと。

その気持ちはわかりますけど、やっぱりそれに1人ずつ職員を置くわけにはいかんし、最小の単位で最大の効果を上げる形をつくるためには、そこんところは十分考えて、コミュニティーのプランを先につくれと。コミュニティプランをそれぞれが考えてつくれということは、これは最後の方向づけだと思いますので、そこらあたりを考慮していただきたいと思います。

○磯部委員

ちょっと確認をしておきたいところがあります。

前回も、このあたりのことをちょっとお話したのですが、14ページのその表を見たときに、先ほど課長がおっしゃったように、わかりやすく、そのコミュニティ協議会の中に、今の公民館、連合自治会が発展した組織、また、そこに社会福祉協議会、青少年育成、このあたりが密接にかかわりながらやるという、非常にわかりやすい図になったのではないかなというふうに思っております。

その中で、今後、これは方針ですから、具体的なことは、さまざまところでやられると思いますけども、これから、その行政との連携という中で、じゃあ、このコミュニティセンター、例えば施設なりいろいろなものが今から新しくもなり、今の既存のまま、そのコミュニティセンターという形でスタートをされるのだと思いますけども、その組織のその施設のその管理に対するやっぱり責任の所在。

例えば、学校であれば学校の敷地内、そのあたりは全てそこにおられる学校の校長先生の責任の管理・監督、そのような形になっているのですが、基本的には、考え方で結構です。別に今、どうこうしろとかいうそういうものではないのですが、

これからいろいろなことをこの中で、自主運営の中でさまざまなことを行われる中で、最終的な責任の所在はどういうところにあるのかということ、ちょっと確認をしておきたいんですけども、答えられる範囲でお願いをいたします。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティセンターの責任者ということだと思いますけど、このあたりにつきましては、基本方針の27ページにおきまして、地域コミュニティの活動推進していくための拠点施設の充実と掲げておりますけど、市内の公民館を生涯学習の拠点としているだけではなく、今後は、地域コミュニティ活動を推進していくコミュニティセンターとして活用していくことを検討するとしております。

その中で、施設の管理者等につきましても、今後、関係所管等と協議・調整を行い、検討していきたいと考えております。

○磯部委員

済みません、このような方針の中で、細かいことを申し上げるつもりはなかったのですけれども、現状、今、ちょうどシフトしていく中で、現状で課題となるところが非常に出てくるのですね。

実際、私も、そういう経験がありまして、そこは、行政サイドがすぐにそのあたりを対応してくださったので、事なきを得て、今は安心して、その地域のコミュニティがしっかりとやられているという状況なので、そこに対しては、非常に感謝をしておるのですけれども、今後の新しい組織の中で、最初にそのあたりの位置づけを職員の意識改革と同時に、コミュニティ協議会の中での位置づけも、きちんとそこは明確にしていだきたいなということをお願いしておきたいと思います。

もう一つ、私が今、すばらしいいろいろな可能性のあるこのプランを、プランというか方針を聞いた中で、今後、各地域でこのプランをつくられるということで、ここに私は期待をしておきたいと思うのですけれども、その中で、各皆さん方の意見の中で、高齢者の位置づけとか、生涯学習に対するまさに人材育成ですよね。人材育成っていうのは生涯学習の部分でもありますし、この生涯学習課との、もう連携というか、もう一緒になって、このあたりのところもやっていかなきゃいけない位置づけになろうかと思えます。

市民部の皆さんが、今、御苦労なさって、生涯学習課のほうとも連携をとりつつも、ここが主体的に、市民部が主体的に今、行われて、苦労しながらつくられたのだと私は思っておりますが、今後の位置づけとして、やはり一緒になってやらなきゃいけない問題、特にこの人材育成に関しては、もう皆さんからも要望があり、人を育てていかなければ、このアンケートの中にも、役員のみなり手がいないとか、固定化してしまうとか、やる人だけが一生懸命やって汗を流して、そういう人ごとではない部分、みんなが一緒にやろうよという意識づけをやるためには、スタートラインで、このあたりの人材育成を積極的にやっていくという仕組みがなければ、最終的には、同じ方で苦労されて、役員のみなり手がなくて、そういうところもなきにしもあらずではないのかなっていう

ふうに思っております。

やはり若い世代からお年を召された方まで、いろんな方がここにかかわるという意識づけをするためには、このあたりの所管の連携、市民部の御苦勞を私も非常に感じておりますので、このあたりは今後、どのようになるのかということ、答えられる範囲でお答えいただけたらと思っております。

○縄田地域づくり推進課長

まず、生涯学習の関係でありますけど、これまでも教育委員会とは、細かい調整をしておりましたし、今後も、この基本方針を推進していくためには、生涯学習の部分が、かなり大きい部分であると思っておりますので、そのあたりは関係所管と調整をしてみたいと思います。

また、行政組織としても、そのあたりのあり方について、今後、検討してみたいと思っております。

それと、人材育成に関する部分でありますけど、基本方針の18ページ以降、主には20ページ、21ページになりますけど、地域コミュニティの活性化に向けた取り組みの中でお示しのほうはしておりますけど、地域の多様な人材を地域コミュニティに巻き込んでいくため、対話や協議の場を各地域で展開することが重要であるというふうに考えております。

また、人材発掘の手法につきましては、これまでの人材ネットワークを強化するだけでなく、地域のコミュニティスクールやまた、子育て支援団体など、新たな団体との連携を積極的に進め、子育て世帯や女性など、さまざまな人たちが参加しやすい仕組みづくりを進めていくことが重要であると考えております。

○磯部委員

もちろん、21ページにある今、課長さんがおっしゃった市民部の元気なまち協働推進事業、これはまさに本当に人材育成を、将来の人材育成になり得る団体を育てるというふうに、これの将来、どんな形で地域に貢献できるのかなというところは、非常に楽しみにしています。

いろいろな手法はあろうかと思えますけれども、今後、この地域におけるコミュニティプラン等をつくられる中で、やはり皆さん、思いはあるけれども、ベクトルが皆さん、それぞれ考え方が違うので非常に難しい。

先行委員さんもおっしゃったように、ある一定の仕かけと言うたら言葉に語弊あるかと思えますけれども、ある程度、誘導してさしあげられるような、何かそういうものも、今、コミュニティのデザイン、いろんなソーシャルデザイン、その形には見えないですけれども、そういった手法を学ぶ機会もたくさんあります。

それこそ、市民と職員さんがそういうことをしっかりと学びながら、市民の皆さんを誘導していく、そういうところに力をぜひ入れていただきたいということを、この方針の中にも位置づけていただきたいなというふうに思っております。

○森重委員

済みません。大変この基本方針、とても今からのまちづくり事業の中で、一番大切な部分でありまして、こういうものができたということは、今後、各所管といろいろな事業の中で、これをどのように共有し活用されるのかなということが、一番大事になってくると思っております。

この総合計画の中のこの一つ、ふれあいで絆を紡ぐコミュニティ創造のところ、これ、関連づけておられますけども、実はこれはですけども、今後の事業展開、いわゆる包括ケアにしても子育てにしても、災害、また環境にしましても、その事業展開の一番もととなるここですね、ここは。

いわゆる今後、市民協働のまちづくりというところで非常に重要な部分なので、先ほど、ここはとても大事なところだというふうに思っております。

今回、この基本方針を見まして、行政の役割という部分を非常に重視・注視されて、もちろんコミュニティ育成対行政の関係がありますから、こういうところで行政の役割は何なのかということ、やはりこの時点で考えられているところが、今後、各所管と共有していかなきゃいけない部分だというふうに思っております。

これまでは、行政主導でいろんなことをサービスしてきたけれども、今後、その新しい公共というものに対しては、行政のかかわりは今までとは変わってきて、行政は、じゃあ、そのまちづくりが展開・進展していくために、何をするのが必要なのか、何をすべきなのかということ、行政は意識改革をしていかなければいけないというふうに思うわけですね。

その部分で、やっぱりこういう方針を今後、庁内会議等でのやはり活用、共有という部分が一番大事かなというふうに、できたからには、やっぱりこれが大事と思います。

先ほど、この行政の役割等は、各所管等で調整会議等を持つ、また片や、市民のほうには出前講座なんかでいろいろこのことを周知徹底していく、今後のまちづくりに対して、そういうお話もしていくというふうに言われましたのですけれども、行政の役割を各所管等で調整会議していくって、それはどのようなことを具体的にされるのかを、ちょっとお尋ねしていいですか。

○縄田地域づくり推進課長

まず、職員の意識改革については、当然、必要と考えておりますので、このあたりについては、職員研修なり何らかの形で、これからこの基本方針についての周知等をしていきたいと思っております。

それと、各関係所管との調整についてでありますけど、これは組織体制とか、それから地域担当職員制度のこととか、先ほど言いました生涯学習のこととか、そのあたりの業務について、今後、行政がこういった形で体制づくりをして進めていくのがいいとか、そのあたりのところを関係所管等といろいろ調整・協議してまいりたいと思っております。

○森重委員

本当にこの方針が、単に単体の孤立したもので終わるのでなくて、これをもとに今後、まちづくりをしていくのだという視点をしっかり総体的には持っていただきたいというふうに思います。

まさに今、いろいろ包括ケアとかでも、私も自分のあれですけども、これからそういうまちづくりをしていこうと思うときに、やはりこういう力が今から互助というところですけども、こういう力がないと成り立っていかない。

ましてや財政は厳しいわけですから、そこをどういうふうに補っていくかというシフトを変えていくときに、こういうやっぱりまちづくりをしていかないと、市民サービスにはつながっていけない、市民満足にはつながっていけないというところですので、ここは、やはりもう少し今後の活用をしっかりと検討していただいて、もっとこの部分はやっぱり考えていくと。

そして、各種の今から事業の計画には、28ページに示してありますように、行政の役割という部分をちゃんと組み立てられまして、ここではやっておられます。

何ができるかって、仕組みづくりとかいろいろありますけども、こういう今後は、ちょっといろんな計画ものも、こういう感覚というか、こういう目線が、やっぱり大事になってくるのではないかというふうに思いますので、ぜひこれが作成されまして、その後の活用について、やっぱりしっかりこれからしていただくということを、ぜひお願いをしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○森戸委員

地域担当職員制度についてお尋ねをいたします。

26ページなのですが、どのぐらいの想定をしているのかというところでお尋ねいたしますが、この地域担当職員制度はイメージ湧かないのですが、これ、常駐をされる形なのか、全体でどのぐらいの人数なのか、どういう人を選ぶのか、その辺からちょっとお答えをいただけたらと思います。

○縄田地域づくり推進課長

地域担当職員の件でありますけど、地域担当職員は、まず地域と行政との間を取り持つというか、地域のコーディネーター役ということでもあります。

このあたりの体制をどうするかということにつきましては、この基本方針の策定が終わった後、関係所管等と細かい調整に入っていきたいと考えております。

今現在、どういった職員を地域担当職員にするか。また、地域担当職員の配置はどうするのか、そういった細かいところについては、まだ決まっておりません。

○森戸委員

この地域担当職員が、一番キーポイントだろうと思います。実際に、どういう人がここにつくかによって、その人が、例えば第3の主事になったりとか、使われる側になったり、今までのような、以前の公民館、昔の公民館のような形の流れでは、もともともないでしょうし、ここをどういう人材を持ってくるか、どんな人を持ってくるか、どう

いう仕事をさせるかというところで、大きく行方が決まってくると思いますので、その辺の考えは、今、どういうふうに思っているんでしょうか、何人とか数字ではないところの話で。

○縄田地域づくり推進課長

今の地域担当職員の件ですけど、確かに、この基本方針を推進していくためには、この地域担当職員の役割は、かなり大きいと思っていますし、この地域担当職員によって、どんどん地域が変わっていきませんかというふうに思っています。

そのあたりのところは、所管のほうとしても十分理解しておりますので、そのあたりを含めて、今後、関係所管と調整をしていきたいと考えております。

○森戸委員

いや、そういうことではなくて、今、所管の持っている地域担当職員制度のコーディネーターと言われる役割が担う方の職員像は、どういうものを持っているのかという意味合いなのですけど。

○縄田地域づくり推進課長

なかなかちょっと具体的なことは、現状では言いにくい部分もあるんですけど、他市の状況では、地域担当職員制度というのはさまざまな方法がありまして、その地域に住んでおられる方、全員を地域担当職員として任命して、その中で責任者なりそういったのを決めて進めていくということもありますし、それぞれ各地域に一人ずつ、地域担当職員を置くということもありますし、地域担当職員については、先進地例を見ましてもさまざまな方法がありまして、所管としてもいろいろ光市で合った方法はどのくらいなのかというのを今現在、調査・研究しております、ちょっと今の状況では具体的などころまではお話しできないというところがあります。

○森戸委員

私が聞いたのは、その地域から選ぶとかそういう意味ではなくて、基本は、所管がどういう職員像を持っているかによって、そこは出てくる話だろうと思いますので、まずそこが、もう少しもんでほしいなと思います。

やっぱり第3の主事になってもらっても困りますし、地域の力を引き出すような、もうそういうふうな職員さんを私は必要だと思いますので、もう少し職員像をぜひ練っていただきたいと思います。

○加賀美委員

ちょっと先ほど聞き忘れたと思うのですが、1つだけちょっとお尋ねいたします。

今まで議論された中で、今後の方向として、例えば連合自治会という組織があるわけですね。これは、市の連合自治会連合会か、県でも、そういうふうな連合自治会の会があると。そういう組織とか、あるいは社会福祉協議会、あるいは青少年を育成する市民

会議、それぞれの組織が皆、あるわけですね。

これについては、現状どおり残して、各コミュニティからそこに派遣をしていくという考え方であるのか、それとも皆さんの考え方がどうであったか、ここらあたりについて、ちょっとお考えを聞かせていただけたらと思います。

○縄田地域づくり推進課長

確かに連合自治会、地区社会福祉協議会、青少年健全育成地区会議、それぞれ上部団体もありまして、それぞれその組織自体を解体するというのは、なかなか難しいかなと思っております。

現状では、そういった組織を、あくまでも生かしながら、その組織が地域コミュニティの中に入っていった一緒に活動していくと。一緒に協力して活動していくというふうに考えております。

○加賀美委員

いや、その恐れるのが、例えば連合自治会という組織があつて、そのコミュニティ協議会から外れて、各地域に連合自治会長がいたりというようなことをされたんじゃ、組織はうまく動かないと思うのですよね。

だから、連合自治会連合会でもあつてもいいのですよ、光市に。あつたら、コミュニティの協議会から誰かを派遣すると、会長が指名して。そういう組織体をきちっとやっとなかなくおかしくなると、そういうことを言いたかつたんで、その辺はまた今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○磯部委員

濟いません、1つだけ言い忘れていたことがありましたので、お願いをしておきたいと思います。

担当所管の皆さん、本当に御苦労されて、この方針をつくられたと思いますけれども、そのこれからのプラン等々いろんな中で、今、先行委員さんもおっしゃった、地域担当職員制度のあり方がキーワードだというふうにおっしゃいました。私も本当同感であります。

その中で、先日、山口市が熱い職員が呼んできた、その山崎亮さんというスタジオエルの代表者なのですけど、若い方です。41歳、コミュニティデザイナー、今、ソーシャルデザインのさまざまなそういう取り組みをやられている方ですけれども、多くの自治体の職員さんが研修に来られていました。

私は、非常にこの方、魅力的っていうか実践的な方なので、私も、もちろん皆さんと行ったのですけれども、もう若い方からお年の方まで、そして山口県内のさまざまな自治体の方が、必死になってこの講演を聞かれました。

たった2時間でしたけれども、ある意味、その仕かけ、地域担当職員制度があつても、

その職員さんがどういうふうにしたらいいのか。また、地域の方にわかっていただくような、やっぱ話をきちんと時間をかけてコミュニケーションをつくって人間関係をつくる、そのあたりの手法が非常にわかりやすくされた講演でありました。

ぜひこのあたりのこともお知恵に入れていただきながら、職員さんの人材育成と地域の人たちの理解を求める、そういった手法にぜひ取り入れていただきたいなというふうに思いましたので、この場をおかりいたしましてお願い申し上げたいと思います。

○木村（信）委員

今、先行委員さんからさまざまな御意見があった中で、私もやっぱり行政が一番ネックになるところの地域担当職員のこの検討というものが、職員像というのをしっかり示すことが一番大切なところだと思っています。

それとともに、我々がいろんな部分で活動や見聞きする部分で、この地区には大学とか専門学校がないのですが、実は、山大の教育学部の生徒さんたちも、ここら辺、大変興味・関心を持っていらっしゃる部分がたくさんありまして、実は、島田中学校で、最初に、地域のコミュニティースクール。

まず、コミュニティースクールと、教育委員会の所管でも、私申し上げたのです。

これは、市民部が所管する部分であるけれど、教育委員会が傍観者であってはならないと。キーワードの中にも、子供という言葉が出てきますように、さまざまなところで地域づくり、そういったところは、連携する横断的なものが必要だと。

そんな中で、山大の助教授、准教授ですね。下川先生、光について随分詳しい方がいらっしゃいまして、島田中学校でもいろんなアドバイスをいただきました。

そういった教育学部などでも、コーディネーター役としてのお知恵を拝借することもできるかと思っております

こうした大学を含めて、大学生であるとか、そういうお力をしっかり使って、使ってと言いますか、協力をいただくことも視野に入れる。

確かに、光市にはないけれど、この山口県にある。そういった広域的な考え方も持たれてはいいのではないかと思います、御提案をしておきたいというふうに考えています。よろしく願います。

○森戸委員

最後、1点だけ、25ページのところで、課題解決に向けての取り組みというところがあります。その2行目に、各地域において、コミュニティープランの策定について検討しますと、あります。

これは、最終の方針なのですが、一番最終的には、各地域において、このプランを、ミーテプランをつくっていくというのがお考えなのでしょうが、ここの部分についてどういうお考えなのか、まず、お尋ねをしたいのですが。

要は、このコミュニティープランの策定について検討しますという形では、まだ逡巡されておられるような気を、私は感じます。

要は、このコミュニティープランについて、つくるのか、つくらないのか。結局のと

ころ、どうなんか。まだ、いろいろ反論もされたりするケースがたくさんあるので、そのへんところは、本当のところはどうなのですか。つくりお気持ちはあるのか、ないのか。

もし、絶対につくるよということであれば、取り組みますというような言い方でもいいのではないかと思うのですが、そのへんのところはいかがでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

コミュニティープランの件でございますけど、このコミュニティープランにつきましては、当然、地域で、これから進めていく上では必要になってくると思います。

28ページの成長過程のところに、コミュニティープランの作成というふうに入れておりませんので。

ただ、このあたりについても、一応、地域のほうで説明をして、理解をしていただいて進めていくという部分になりますことから、条文については検討するという形にしますが、これは必要な部分と思っております。

○森戸委員

じゃ、もうちょっと、こっちよりにお書きになられてもいいのじゃないかと、私は思うのですが、いかがですか。

○縄田地域づくり推進課長

そのあたりは、ちょっと内部でも調整してみたいと考えてます。

○森戸委員

以上、終わります。

○木村（則）委員

これまで、コミュニティー推進基本方針のお話があったり、室積コミュニティーセンターのお話もので、継続してお尋ねをしてみたいと思います。

現在、室積コミュニティーセンターの実施設計が完了したという時点で、ハードについて数点、細かいところではありますけども、お尋ねをしてみたいと思います。

まず、今回、基本設計をもとに、実施設計が進められたわけですがけれども、その中で、基本設計からプランであるとか、あるいは、仕様であるとか、そういった変更のあった場所、改善のあった場所、そういったところがあれば、報告をお願いしたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

ただいまのコミュニティーセンターの基本計画、基本設計からの変更の部分についてのお答えをいたします。

基本計画、基本設計から、大きく、実施設計のほうでかわったところはございません。ただ、コストの縮減の観点から、また、最新の懇話会での御意見等から一部見直しを

しております。

主な変更部分につきましては、2点ほどございますが、まず、1点目は、コミュニティーセンター本体、建物と消防機庫、小会議室側、この建物を構造上、切り離したことによりまして、消防法等の規制をクリアしたということから、室内消火栓及び自家発電設備、このあたりを取りやめております。のけております。

それから、2点目としましては、懇話会の中の意見で、実習室のほうは、集まりやすいスペースにしてほしいという御意見をいただきましたことから、基本設計では、調理台を5台としておりましたけど、実施設計の段階では4台という形で数を減らしております。

○木村（則）委員

わかりました。

それと、私は、個人的に以前から、本来であれば、この室積コミュニティーセンター、木造で実現できないかという提案をしてまいりましたけれども、ある一定の、木質系の内装あるいは外装というものも要求してまいりました。

それに対しては、幾らかの検討をしてまいるという話ではあったかと思えますけども、そのあたりはどのように反映されているかお答えできますでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

木材の使用の件についてでありますけど、木材の使用につきましては、公園に面する部分の外壁に杉板のほうを使用しております。

また、廊下やトイレ、コミュニティーサロン等の壁にもヒノキを使用しています。それぞれ、窓枠や見切り等については、県内産の杉の集成材を使用し、その他のピロティーの天井、ステージの屋根の天井には杉板を使用します。

それと、床は、耐久性や張りかえ時のコストを考慮して、ビニールタイルや木目調のビニール床シートというふうを考えております。

○木村（則）委員

わかりました。

木材の扱いに関しては、私が本来求めていたものは、木材から人間に与える視覚的な影響であるとか、あるいは、立体的な影響ということもありますので、細かい話ではありませんけども、その塗装をちゃんと気をつけていただいて、あんまり、べたべた塗り固めないように、ぜひ、お願いをしたいと思います。

今回、全体の配置の中で、ホールが西側に接して、ここでは、近隣のまんまに、民家に隣接している。あるいは、西日といったものがきつい場所ではあるかと思えます。

なかなか基本設計から読み取れなかったのですけれども、ホールで、ある程度、ステージもありますことから、音の出る催しがあつてみたり、あるいは、先ほど申し上げた西日というものに対して、一般的には、開口部が、そのあたり、検討しておく必要があるかと思えますけども、何かしら、そういったことに対しての対処というものはい

てあるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

ホール部分の防音とか、そういった対策についてでありますけど、ホールの西側につきましては民家になっております。

その民家側の壁につきましては、構造はALC坂、軽量コンクリート坂で、天井、壁につきましては、内装材に吸音材を使用しております。窓等の開口部につきましてはですが、この窓の開口部につきましては、遮音性に優れているガラスブロック、こちらのほうを使用する予定としております。こういったことから、防音対策には十分配慮していると考えております。

○木村（則）委員

ちょっと、ガラスブロックを開口部に使用しているっていうのは、窓、開かないのですか。

○縄田地域づくり推進課長

一応、窓は開かない形になっております。

○木村（則）委員

そうですか。ちょっと、それは何も音が出ないとかね、というときには、非常に、閉鎖的かなというふうに思うわけですがけれども。

あるいは、西日ということであれば、普通の開口部であれば、提販しているガラスなんか、今どきローコストで手に入りますから、そういったことを検討しなきゃいけないのかなと思います。

もう1点だけですが、これも、私は個人的に、前から要望申しておったところなのですけども、ホールにはステージもあるわけですから、一定のさまざまな催しがあるかと思えます。

そうしたときに、これまでは、ステージの袖に音響の装置なんかがあって、これは、非常に使いにくかったのですね。ちょっと配線を後ろまで延ばせば、本当に、1坪未満の中で、音響装置がそっちに持って来れば、そちらからステージの状況を見ながら操作ができると思うのですけども、今から改善ということは、改善といいますかね、変更というのは可能ですか、可能じゃないですか。

○縄田地域づくり推進課長

ホールのステージ部分についての質問だと思いますけど、現在の公民館の使用状況等から、音響や照明を操作するような特別な仕掛けをする部屋は想定しておりません。つくっておりません。

なお、音響設備、アンプやプレーヤーになりますけど、これとの設備については、屋外ステージでも使用できるような可動式の棚に設置して、ステージの脇にその設備を置

いて、通常のステージではその設備を使うというふうを考えておりまして、このあたりにつきましては、地域からの御意見等を取り入れております。

この部分については、今のところは変更する予定はございません。

○木村（則）委員

わかりました。

最後に、今回、実施設計が完成したということで、私なりには、基本設計から実施に至って、その内容が細かく審査をしてみたかったということで、設計図書の閲覧を求めたわけですが、それがかなわなかったということだったのですが、今の時点で、私が設計図書を閲覧することに、どういった不都合があるのか、それを確認させてください。

○縄田地域づくり推進課長

実施設計図書の閲覧についての件でありますけど、実施設計の図面等は、基本的には、建設業者へ発注するためのものでありまして、入札前の閲覧は考えておりません。

また、今回につきましては、基本設計にお示ししました図面、平面図でありますけど、それとほぼかわっておりませんところから、今のところは、閲覧のほうは考えておりません。

○木村（則）委員

ちょっと、僕としては納得ができないといいますかね。

実施設計というのは、基本設計をより詳細にして、それをもとに見積もりあるいはその工事にかかれる具体的な内容のものであると。

そこを見ないとわからないことというのは、当然、たくさんあるわけですね。

私が、それを外に持ち出すとか、そういったことがあれば、それはちょっと事前に情報が漏えいするといったことから問題があるかと思えます。

もちろん、私も、それ、閲覧してね、どっか、ほかに情報を出したところで、どの部分に問題があるのかというのは、お答えできますか。

○縄田地域づくり推進課長

この実施設計をもとに、今後、入札を行っていく形になると思います。そのあたりで、あんまり細かいものについては、現状では、お見せできないかなというところは考えておりますが、ただ、基本設計時におきまして、平面図、イメージ図をお示ししております。

そのあたりの図面については、ほとんどかわっておりませんが、実施設計後のお示しすることは可能かなとも考えておりますので、このあたりにつきましては、所管で、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○木村（則）委員

わかりました。

これは、市民部に質問するのも酷なので、私なりに整理もしてみたいと思いますし、今後、お尋ねもしてみたいと思います。

○磯部委員

濟いません。御時間いただいて。

今、地域づくり支援センター、非常に、中間支援組織の皆さんと行政が一緒になって、さまざまな取り組みをなさっておられます。交流カフェなんかも充実して、いろんな方が、そこから輪が広がっているというふうに感じておりますが、今後の展開について、やはり、中間支援組織と行政との、その共同運営、そういうあたりのことも、もう、間近になっているのではないかなというふうに思っておりますが、この地域担当職員制度も含めた、これからの取り組みの中で、やはり、市民の団体の皆さんが中間支援組織をやることと、行政がやる役割というのは明確にしながら、この共同運営を早い時期にやるだけの土台というか、そういうものは育ってきているのではないかなというふうに思っております。

新しい広域を目指して、この市民部のほうが積極的にやっている施設でもありますので、そのあたりの今後の考え方について、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

地域づくり支援センターの運営ということで、中間支援組織との協働ということだと思いますけど、地域づくり支援センターにつきましては、地域の活動を担う人材育成あるいは市民活動団体のネットワークや協働の強化の場でありまして、今後、ますますその機能を強化していくことは重要であると考えております。

そういったことから、現在、地域づくり支援センターの運営方法についても、先進地事例等を参考にしながらいろいろ検討しておりまして、その中で、直営や、指定管理制度、さらには、協働委託など、どの手法が光市にとって一番適切なのか。そのあたりを今、研究中であります。

それから、また、市民活動や地域づくりの専門性を考えたときには、当然、こういった専門的な知識を持っておられる人材が、直接、地域づくり支援センターの運営のほうに携わっていくというところも必要であるかなというふうに考えております。

このあたりから、今後、関係の所管等とさ、いろいろ協議、調整を行って、検討したいと考えております。

○磯部委員

早い時期に、このあたりを進めていただきますようお願いをして終わります。

○森戸委員

何点か質問をいたします。6月議会の続きです。

まずは、大和の縫製工場の建物の有効活用について検討するというようなことだった

と思いますけれども、その後、何か決まったのかどうか。そのへんの経過をお願いします。

○戸本人権推進課長

昨年6月に、大和ユニオンが撤退したということで、6月議会でまた御質問いただいたところですが、後施設の活用の可能性については、以前にもお答えしておりますが、全庁的な調査、また、検討を行ってきております。

現時点で、その中で、有効な活用策は、まだ、見いだせていないという状況です。

しかし、そうは言いながらも、土地はお借りしているわけでごさいます、このままいけば、地権者の方に土地をお返しするという事も想定されます。

土地につきましては、もう30年近くお借りしている土地でもございます。土地の所有者につきましても、もう既に、代替わりしておるということで、当初の所有者の方との、その当時の状況もわかりません。

そういった状況から、地権者の方に、現在、意向も踏まえて、そういった状況もお知らせしながら、どういったお考えなのか、最終判断をする必要がございますので、現在、地権者の方とお会いして、確認している最中がございます。

○森戸委員

年間の賃料はお幾らでしたっけ。

○戸本人権推進課長

約36万円だと記憶しております。

○森戸委員

わかりました。

今、今年の6月から云々ということで、検討していると言われましたが、私としては、年間賃料と36万円もかかっているのですから、早くどうするか決めなさい。じゃないと36万円が無駄ですよという意味で、何回も私聞いているわけなのですね。

36万円が安いか高いかは、いろんな主観があると思いますけれども、そのまま眠らせて置くと、賃料が発生するから、その分、税金の無駄遣いになる。

そのへんのところは、しっかりと見極めて、早く動いていただきたいと思いますので、そのへんのところは強く認識をしていただきたいということは申し上げておきます。

次にいきます。

空き家についてお尋ねをいたします。

7月1日から条例が施行というふうになったわけなのですが、問い合わせなり、反響なり、そのへんのところはいかがでしょうか、まず、そのへんからちょっとお尋ねしてみたいと思います。

○藤本生活安全課長

市民からの、7月1日以降9月19日現在において、情報提供があったのは32件です。

○森戸委員

わかりました。

6月議会のときに、それまでにいろんな情報が入ってきていて、管理不明な空き家について、実際に、実態調査をするというふうなお話でした。

その実態調査をした結果と、その32件、どういうふうを重ねているかわかりませんが、実際にはいかがですか。この条例に関して適用されるようなそんな話になりそうですか。

○藤本生活安全課長

32件のうち、条例適用が28件で、他の4件については、管理不全でないというところの空き家でした。

○森戸委員

その28件に関しては、今、どのような状況ですか。今から所有者を探して、どうするかを決めるところの段階だろうと思いますが、半年ぐらいの期間が必要だと言ったかと思いますが、そのへんのところも簡単にお願いします。

○藤本生活安全課長

今、情報提供の段階が1件、まだ実態調査していないのが1件で、残りは、所有者と特定しとる、今、相続人等に当たって、所有者は誰かという状況を確認しているのが2件。

後、既に、所有者がわかる状況の中で、お願いで、所有者確定の文書を出しているのが18件です。

○森戸委員

了解いたしました。

思った以上に多いと言いますか。今までのこの制度を導入してない前の段階の住民相談の件数等の比較からすると、かなり多いのかなと感じておりますので、条例制定の意味があったのかと思います。

今後、どうなるかによって成果が出てくるわけですが、引き続きよろしく願いをいたします。

最後に、1点だけ、ちょっと感じたことなので。

自動交付機がございませけれども、本来なら、住民サービスになるのかなとも思いますが、自動交付機の中に、手荷物が置けるテーブルもしくはかごとかがないと思います。思いますというか、ありませんので、サービスの向上、使い勝手をよくするために、そのへんの改善をお願いできたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○田村市民課長

貴重な御意見いただきました。

市民サービスということにつながるものでございますので、何らかのものを早急に準備したいというふうに考えております。

○四浦委員

ちょっと、私は、1点だけ。

実は、人権運動連合会光支部から要請書が出されて、市長名で回答が出されました。これが、要請は5月23日、回答は出たばかりで9月8日ということで、その中の、いろいろやるわけじゃない。

かなり、多項目にわたっていますが、8項目に、公共料金の値上げ問題がある。

ちょっと、正確さ欠くといけませんから、読み上げてみましょう。まず、要請ですね。

光市の上下水道料金、水道使用料金、国保料金など公共料金について、ここ近年、値上げが相次ぎました。加えて、今年度から、消費税3%アップで家計は苦しくなる一方です。

特に、低所得者、低年金生活者に配慮して、現行料金を見直し、値下げをされたいということに対して、私は、回答の中に、これ、ちょっと変化が見られたのかなという思いで、途中、省きますが、経営基盤を確保し、事業の健全な運営を行う中で、経費の削減はもとより、受益者負担の原則、公共料金の適正化及び国の負担増を要望するなど、事業の健全化を目指しつつ、市民負担の軽減と現行制度の中で低所得者に対する配慮を検討します。

国の負担増というのは、負担率をもとに近づけたいという思いなどがあると思いますが、こういうことを含めて、今、基本的には、基金が底をついたら、自動的に国保税などは引き上げられるということですので、ここで、上下水道の云々はやるまでもありませんので、国保税に限って質問をさせていただきますが、とりわけ、市民負担の軽減と現行制度の中で、低所得者に対する配慮を検討しますということですから、どういう角度で検討しようとしているか。このことをお尋ねしたいと思います。

○田村市民課長

国保部分の、低所得者に対する保険税の減額でございますが、6月議会で、国民健康保険税条例の一部改正、これを御承認をいただいたところで、平成26年4月1日から施行されたところでございますが、5割軽減、2割軽減の判定基準の変更を行いまして、低所得者の方の負担軽減の拡充を図るよういたしましたところでございます。

○四浦委員

実際の制度改定をやる効果というのを数字では示すとどういふふうになるのでありましようか。

○田村市民課長

当初予算のベースでのお答えになりますが、全体で914名、331世帯の方に軽減がかか

ったということで、2割軽減が175名の増、5割軽減が739名の増と、あくまで、当初予算ベースでございますが、こういう人数の方の軽減がかかったというふうに考えております。

○四浦委員

ちょっと、5割軽減がメモできませんでしたから、もう一度、お願いしますと同時に、その平均どころというふうな問いかけ方していいものでしょうか。どうでしょうか。いわゆる、税額について、どれだけ下がったかということをお教えください。

○田村市民課長

もう一度、申し上げます。2割軽減の方が175名、5割軽減の方が739名。保険税の影響額でございますが、約1,800万円というところでございます。

○四浦委員

既に、先ほどからの話を聞けば、一応、払いたくても払えないという人たちが、赤字になるから税額を引き上げる。そのことを通じて、ますますそういう人たちがふえてくるという悪循環もこれまで繰り返されてきたと思いますが、もう実際に、そうすると、この時点では、検討するというのをこれには書いているのですが、実際に、今、運用をしているということですね、御回答は。

○田村市民課長

先ほどの回答書の部分でございますが、国保の部分につきましては、一応、改善を図ったというところでございます。

○四浦委員

ついでに、もう1つ聞きますが、これで終わりということなのか、それとも、さらに、検討は深めていくということなのかどうか。それだけお尋ねします。

○田村市民課長

国において、軽減とかですね、財政負担の割合とかについては、引き続き協議がされているところでございます。

以上です。

○四浦委員

終わります。

(1) 付託事件審査

①議案第 51 号 平成 26 年度光市一般会計補正予算（第 2 号）〔所管分〕

説 明：小田防災危機管理課長 ～別紙

説 明：赤星消防担当課長 ～別紙

質 疑

○森重委員

消防ですけど、今、お聞きしました安全装備の手袋ですが、小さいことなのですが、これは、単価が幾らで何個ぐらいのものかだけお聞きします。

○赤星消防担当課長

この事業につきましては、以前、平成22年度にも活用いたしましたことがあります。今年度につきましては130双、単価としましては大体4,000円ぐらいを予定しております。

○森重委員

じゃあ、しっかり活用して市民のためにぜひよろしくをお願いします。

○磯部委員

済みません。理解力がなくて。ちょっともう一度、確認だけさせていただきたいのですけれども。今、防災行政無線整備工事の監視カメラの変更ということで、要するに4カ所の海岸などにも設置されようとしているものなどと思えますけれども、茶臼山からの周波数の問題で、画像がきちんとできないので、その4カ所のカメラの位置、茶臼山からの位置をどのように変更するのか。監視カメラ自体の設置に対する変更ではなくて、その位置関係の変更というふうに理解していいのですか。

○小田防災危機管理課長

監視カメラを設置するのは東からいきますと、みたらい保育園、第2新宮川、川口水門、それと小野橋付近、この4カ所です。カメラを設置する位置は変わりません。私の説明が悪かったかと思いますが、それぞれのカメラのデータを一旦、茶臼山の中継局に送ります。それを今度は本庁のほうに送信するわけですけども、その間に山とか木とか、そういう障害物があるということで、カメラの設置位置は変わりませんが、送信ルートが変わってきます。一例を言いますと、当初設計では小野橋であれば長養園の中継局から茶臼山、茶臼山から親局となっています。

今度は、そのルートの中でちょっと山とか支障になりましたので、小野橋から周防出張所、長養園、石田を經由して茶臼山、それから第2新宮川を経て親局の無線室まで電波を持ってくるということです。それぞれにアンテナと無線機類が必要になりますので、その分が多くなるということです。

○磯部委員

よくわかりました。ありがとうございました。

○中本委員

今回の補正なのですが、ちょっと今の回答でよく理解できました。したがって、事前の調査、そのあたりの調査はどうだったのでしょうか。

そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○小田防災危機管理課長

24年度で基本設計、実施設計を行ってまいりました。その中では防災行政無線の周波数60メガヘルツ帯で画像データを送るという計画にしておりました。ところが、先進地市の防災行政無線の電波を利用して画像を送っている状況を見させていただきましたが、1分間で二、三枚の画像しか送れません。どうしてもコマ送り状態になるので、これでは監視カメラの意味がないということで、無線LANで使用するような周波数帯、5ギガヘルツになりますが、これを利用することを判断しました。

ただし、これを利用するには電波伝搬調査など、費用がかかる調査を実施しないといけないので、これは工事の請負業者にその費用を負担させて、再度調整をするという判断に至りました。

そこで、実施設計の中では地図でありますとか、現地の踏査、これなら恐らく大丈夫だろうという形で電波伝搬調査を行わずに、最短のルートで実施設計を行い、一番安価となるように工事費を算出した状況でございます。

○中本委員

よく理解をいたしました。しっかりとこの補正予算を使って、その伝達方法により、間違いなく防災機能が発揮できるようによろしく願いをいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」（「ここまで読んでここから休憩入りましょう」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○中本委員

防災行政無線の試験がもう上島田まで届きました。市内全域を、自分なりに考えたときに、地域によっては防災行政無線が届かない地域があります、事実。御存じだと思いますが。その地域についてはいろんな方法があるというふうに思います。そういう地域の要望があれば、しっかりと相談に乗っていただきますようお願いをいたします。

○森戸委員

ちょっと1点だけお尋ねをいたします。職員の飲酒運転、もしくは飲酒運転からの事故を防ぐために、車などに乗られる場合のルール、そういったものがございますのでしょうか。

○太田総務課長

飲酒運転を防ぐルールという御質問でございます。

市役所におきましては、市役所の総務課、あいば一くの福祉総務課、あと環境事業課に各1個ずつアルコールチェッカーを配布しております。各所属長が必要に応じて、使用することとしております。

特に、環境事業課につきましては、毎日、多くの車が出ることから公安委員会に届け出る安全運転管理者として環境事業課長を選任しております。管理者が職員に対し、運転前日の飲酒を控えるよう指導することとあわせて、飲酒に限らず、体調不良の場合には事前に届け出て運転を変更するよう指導しております。

その上で、管理者が必要と認める職員が生じた場合には、先ほど申しましたアルコールチェックで、アルコール検査を実施しております。

○森戸委員

わかりました。運転をメインとする業務のところの、事前にチェックをされるということでした。

例えば、あと委託をしていたりするケース、ここで聞けるかどうかわかりませんが、管理をする必要があるのかなと思いますので、例えば、給食センターとか配送なんかの部分になるわけなのですが、そういう先の部分に関しては何らかのルールがございます、チェックをするとか。

○太田総務課長

委託先の業者も確かにたくさんの配送車等が出ております。これにつきましては、やはり、受託業者のほうできちんとそのあたりの管理がされておるのではないかと考えております。ルールづくりという点では、特に、市のほうでは委託業者に対してはありません。

○森戸委員

そうはいつでもされておるというところで、お任せという形ではなくて、一度チェックをしていただきたいと思います。バスの部分もあるでしょうし、いろんな部署、運転する部署がありますから、きちんとした体制のところのきちんとした仕事を出すというのが基本だろうと思いますので、そのチェックはする必要があると、私は思いますので、ぜひ、していただきたいと思います。

○森重委員

1点だけ、お伺いいたします。ことしの通常国会で6月に成立をいたしました第4次地方分権一括法ですけれども、その中に盛り込まれております自家用有償旅客運送制度の権限委譲についてのお考えをお伺いいたします。

どういうものかもできれば、説明いただければと思います。

○太田総務課長

権限委譲のことの御質問でございます。権限移譲につきましては、国、県への総合的な窓口は総務課としておりますが、それぞれの対応につきましては、各所管のほうで対応しております。

今、第4次一括法の公布に伴い、自家用有償旅客運送の事務権限委譲の御質問をいただきましたが、所管としては経済部所管となりますが、わかる範囲の中でお答えさせていただきます。

このたび、御案内ありましたように、第4次一括法が公布されまして、道路運送法の一部が改正されました。これによりまして、国土交通大臣の権限に属する事務の一部を都道府県、または市町村長が行うことができるということになっております。これは、強制的な法定移管ではなくて、いわゆる手上げ方式によって、希望する市町村に対して委譲するというものになります。

この委譲につきましては、国、県も、現在、委譲に向けての調整段階でございます。今後、国の説明会が開催されることになっております。その説明会后、本市としての対応を検討していくことになろうかと考えております。

○森重委員

まだ早いといえますか、新しい委譲なので。しかしながら、新聞等、いろんな書物では、こういうふうな権限委譲に関する今後のまちづくりなんかも、大きく報じられているところでありまして。手上げ方式の申請窓口が総務ということで、今、質問させていただきました。

これも住民の生活維持に必要な輸送がバス、タクシー事業等で提供されない場合に、市町村やNPOが自家用車を使って有償で運送できる自家用有償旅客運送の登録、監査、事務、そういう権限を希望する市町村に委譲するということなのですけれども、ここは今、総務ですけれども、まちづくり全体として考えまして、今後の高齢者の、そういういろんな車の問題、また、病院新設に伴う交通の問題、地域包括ケアに関するそういう問題で、こういうやはり、旅客運送の関係も大いに使える政策の一部であるということも報じられておりますので、しっかりまた、このあたりも新しい情報ではありますけれども、御検討いただきまして、ぜひ、今後のまちづくりに活かしていただけるように要望をしておきたいと思っております。

○磯部委員

以前、同僚議員と牛島に行ったときに、牛島小中学校のグラウンドへのヘリポート予

定地まで患者さんを移送する手段がないと、距離もあるので対策を考えていただきたいというような御意見があったのですが、以前、ドクターヘリとか防災ヘリによる搬送訓練が行われたとお聞きしておりますけれども、そのあたりの確認の意味で御回答をお願いいたします。

○赤星消防担当課長

磯部委員さんの御質問にお答えいたします。旧牛島小中学校ヘリポートまでの患者移送手段の確保についての御質問でございますが、平成24年3月、牛島公民館で急病人が発生したという想定で、牛島公民館主事より119番通報の後、ヘリコプターの要請が行われ、到着予定時刻の30分後までの間に急病人をヘリポートまで搬送するという訓練を実施いたしました。その際、患者等を安全確実に搬送する手段として使用しました診療所のリクライニング式車椅子や地元の方々が日ごろから使い慣れておられますリヤカーを活用した方法が非常にいいものではないかと考えております。

○磯部委員

せっかく、そのようなことをなさっていらっしゃるのですが、島民の方が非常に、リヤカーとかそういう訓練のときではなくって、もっと救急車なんか設置されているストレッチャーなんかがあると便利ではないかっていうお声もあったのですが、そのあたりは非常に一般の人が扱うのには危険だから、その訓練のときに車椅子用の、そういったリクライニング式の車椅子を使用するか、それか皆さんが、今、おっしゃったリヤカーです、それをやってほしいということで、確認をされたと聞いておるのですが、そのあたりのことについて御意見がありましたら。

○赤星消防担当課長

委員、おっしゃるとおり、ストレッチャーにつきましては、若干、使い方も難しい面はあるとは思いますが、救急用のストレッチャーにつきましては、価格にしましてもかなり高額ではございますので、そのあたりからしまして、総合的にはリクライニング式の車椅子を使われる方がいいのではないかと考えております。

○磯部委員

今後も、公民館長さんなり自治会長さんなりを通じて、このあたりの安全安心を提供していただくためにお話を、もう一度、周知徹底という意味でお願いができればいいのかなという感じでしたのでよろしく願いいたします。

そして以前から、私、メンタルヘルスケアに関する体系的な整備をお願いしてまいりました。今年度から、この新年度事業ですけれども、早速、30万円でしたでしょうか、臨床心理士の方による相談を行われておると思いますが、現状について、今までの間、新年度からどのようなことで開催されているのか、わかる範囲で結構ですのでお答えをいただきたいと思っております。

○太田総務課長

メンタルヘルスケアでございます。今年度から実施しております、毎月1回臨床心理士の先生が来庁されて、希望者と45分程度の面談を行っております。

1回につきまして、4名程度を想定をしまして、希望者がいない場合には時間外勤務が多い職員、あるいは新規採用職員などから総務課のほうが面談者を指名して、これまで、21人の面談をしております。

面談の結果、心の状態が悪い職員がいた場合は、臨床心理士がその状況を総務課に報告をし、臨床心理士からのアドバイス等をいただきながら、職場の環境の改善、あるいは職員の心の不調に対する早期発見、早期対応に努めているところでございます。

○磯部委員

非常に難しいところでもありますので、プライバシーの侵害にならないように、当局も配慮をなさっていらっしゃることは思うのですけれども、これはまだ初期段階でありまして、今後、そのあたりのことを、体系的なものを含めて光市なりの体系整備をしていただきたいというふうに思っております。

先日、新聞のほうで、メンタルヘルスのとにかかわるのですけれども、男性から男性、女性から女性への、これはセクシャルハラスメントの法律にのっとったものですが、このあたりも考慮すべきとの指針が載っておりました。

まず、職場のこのセクシャルハラスメントっていうのは、この対策は、事業主である光市役所も義務であると思っておりますけれども、光市役所において、セクハラに関しては一般質問の中でも部長さんの御回答の中にも、服務規定の中でそういう禁止はきちんと明記されていると、副市長におかれても、きちんとした対応をしていきたいという、非常にありがたいお言葉、御回答があったと思います。

現在、このセクハラなどの言動を行った者について、厳正に対処する旨の方針などを定めた、そういった文書があるのかどうか、そのあたりについて御回答をお願いいたします。

○太田総務課長

一般質問におきましても、お答えを申し上げたとおり、こうした行為は職務の遂行等にも影響がありますので、やはり、組織としてはしっかりと対応をしていく必要があるかと考えております。

御質問の厳正に対処する方針等についてでございますが、現在、光市では光市懲戒処分基準を定めておりまして、セクハラにつきましては、その程度によって戒告、減給、停職、免職等の処分をすることとしております。

○磯部委員

非常にデリケートな部分でもありますので、常に職場内のその上司なり、担当といえ、そちらの総務になろうかと思っておりますが、今、今年度から新年度事業でメンタルヘルスに関する相談、今、21名の方が受けていらっしゃるということで、常に、セクハ

ラと同じですけれども、何があったときとか、早めに吐き出すことによって、その人の気持ちの安定になったり、セクハラ、パワハラだけでなく、メンタル的ないろいろな家庭の御事情で、なかなか自分で解決できないことを仕事上で悩んでらっしゃる方、さまざまな問題があると思うのです。

その中で、光市役所は今年度から、この新規事業をやってくださっているというのは、非常にありがたいことなのですが、月1回ということで、これを来年度に向けて、さらに相談体制だけでもしっかりとできるような体制整備が、私は必要ではないかなと思っております。

早期発見で早期改善につながって職場の風通しのいい雰囲気をつくるというような御回答もありましたので、このあたりの御検討を、しっかりと光市なりのその規定、そういうものをつくっていただきたいということを強くお願いをしておきたいと思いません。

この件について、何か御回答があればお答えください。

○太田総務課長

職員からの相談につきましては、やはり人事管理に関係することが多く、総務課が窓口となっております。ただ、窓口となる総務課の職員は男性が多いことから女性職員は、なかなか相談しづらいという面もあるかとは思っています。

ただいま、委員のほうからの御提案もありましたように、早期発見、早期対応に努めるためには、やはりそういった相談体制をもう少し充実させていく必要があるかと思えます。検討課題とさせていただきたいと思えます。

○磯部委員

以前、私、質問の中で、他市の例を上げさせていただきました。常にいつでも、どこでもその電話をできて、保健師が常時対応している周辺地域の自治体もあります。

すぐに、なかなかそういうことができる環境ではないかもしれませんが、やはり職場内でもなかなか上司にそういう話ができなかったり、総務に今、行こうと思っても、男性が多い中でどういうふうな形でその相談をしたらいいのかと、そういうふうに思っただらっしゃる方もいらっしゃると思えます。ぜひ、このあたりの改善を検討、さらに実施に向けて来年度しっかりと、このあたりのことは詰めていただきたいというふうに思っております。

そして、もう1つ、いいですか、委員長。防災対策に関してなんですけれども、行政サイドと、今回、社協との連携がよく見えないなというふうに思いました。

例えば、消防、そして、こちらの本庁なり、いろいろ対策をきちんとやってらっしゃると思うのですけれども、社協っていうのが、いろんな災害があった後のいろいろなボランティアを受け入れたり、どういうふうにして人員配置をしたらいいかって、そういう後の役割りを担ってらっしゃるというふうに、改めて、私も認識させていただいたんですけれども、このあたりの連携っていうものは今、どのようになさっているのか現状と今後の体制についてどのような可能性があるのか、改めてお聞きをしてお

きたいなというふうに思いましたので質問させていただきました。

○小田防災危機管理課長

社協とのかかわりです。委員から御紹介ありましたように、社協自体っていうのは被災後のボランティアセンターの立ち上げ、ボランティアの受け入れ等が主なかかわりにはなっただろうかと思えます。

いままでの社協とのかかわりですけれども、私ども、いろんな訓練とか講習会をしています。主だったものとしまして、民生委員・児童委員さんの全員協議会で防災についてお話をさせていただいて、その方々との顔の見える関係構築、そういったものを行っています。

それと、自主防災リーダー研修会に社協の職員さんを招いて、高齢者の疑似体験とかそういったことも開催をしてもらっています。それと、先月の末に総合防災訓練を行いました。ボランティア団体を利用して避難者の誘導訓練、あるいはボランティアセンターの立ち上げの模擬なのですが、そういったこともさせていただいております。ですので、少しずつではありますけれども、社協とも防災面で連携ができればなという思いで行動しています。

今後も、社協の職員の皆さんとできるだけ顔が見える関係を築いていきたいなと思っております。

○磯部委員

私の知らないところもありまして、非常に説明をいただきましてよくわかりました。他市周辺、山口県でもこの間の災害のときに社協との連携ということで、そういったお話も聞く機会がありまして、今後、大きなこのあたりの可能性があると思っておりますので、引き続き、このあたりの現状課題について改善できるような取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

○四浦委員

防災について、本会議で一定のところまでやりましたが、ちょっと質問が落としたりしたことがありますので、あるいは足りないところがあったので、そのことだけ確認をしたいと思えます。

光市島田川洪水ハザードマップで100年に1回発生する洪水を想定しということがありますが、100年に1回の洪水とは島田川流域に2日間の総雨量331ミリの雨が降ったときに発生する洪水ですと、こうあります。

これは本会議で、そういう答弁もいただきましたが、では、その2日間でというようなことなのですが、最近の大雨の実態を振り返ってみて、例えば、ことしあつたばかりの岩国、あるいは広島の安佐南、安佐北、あの地域などの雨量というのは短時間で、例えば1時間で100ミリを超えるなどというようなすさまじい集中豪雨がある。その場合には、どういうふうな表現になるかというのが、わかれば教えてください。

○小田防災危機管理課長

1時間で100ミリの集中豪雨が島田川流域で降った場合の対応、どういうふうな対応になるかということによろしいのでしょうか。

○四浦委員

はい。

○小田防災危機管理課長

短時間で、これだけの集中豪雨があった場合ですが、例えば島田川の上流域でこれだけの雨が降ったとします。そうすると、光市までに、その洪水が到達するまでには、2時間から3時間程度かかろうかと思います。そういった場合には、土木防災システムの、河川の水位局が、本市には2局ありますので、そこで水位変化を見守っております。

それぞれの判断水位がありますので、それに応じたような形で避難勧告あるいは避難指示等を発令するようになろうかと思います。

ただ、この100ミリ降った洪水が、100年確率で整備をされている島田川の河川改修に対して、どれだけの影響があるかというのは申しわけございませんが、お答えすることはできません。それだけの知識を持っておりません。

○四浦委員

気になるのは水位はもちろんそうなのです。越水するっちゃうか、洪水そのものなのですが、あわせて河川改修を相当のお金をかけて投資をして、河川改修をやりましたが、できてないところも多いということで、いわゆる堤防の決壊などについては余り議論をされてきておりませんが、そういう集中豪雨、その2日間で330ミリですか、降ったことも含めて、その場合に危険箇所はどういうところになるか、それは答えられますか。

○小田防災危機管理課長

島田川の河川改修については、私の記憶が正しければ100年確率で改修をされていると思います。ですので、短時間で100ミリを降ったからといって、たちまちその島田川の水位が上がって溢水をするということはないと思います。

島田川のハザードマップにつきましては、浸水が想定されている部分というのは堤防の高さよりも市街地を形成している、あるいは水田を形成している、堤内地というのですが堤防の高さよりも低いところ、要は土堤の部分です、それが破堤をして、要は堤防が崩れて、そこから水が浸水をするということを想定されております。

ですので、破堤をした際の浸水の速度、あるいは浸水する深さが表示されているのが島田川の洪水ハザードマップであって、市街地の高さが堤防と同じ高さ、あるいは堤防より高い高さにある様な所、要は島田川の洪水が島田川の堤防を溢水して市街地のほうに入ってくるっていうのを想定したハザードマップではございません。

○四浦委員

それじゃ、ちょっと角度を変えて、本会議でこの100年に一度、発生する洪水を想定しというようなことについて、見直す必要があるのではないか、最近の異常気象から見ると。

それに対して部長答弁では、県のほうに、ちょっと言葉がよどんだのですが、正確に言えるかどうか私はわからんですが、問い合わせたのだったか、要望してみるといいますか、その種の答弁があったように記憶しておりますが、これは、県のほうにということでありましたから、市のほうで作成されたハザードマップということではなんですか。

私の記憶違いでしょうか。（発言する者あり）

○小田防災危機管理課長

島田川のハザードマップにつきましては、建設部サイドで審議会やその作成を行っていると思います。それと、答弁につきましても、建設部長がそのような答弁を申したのではなかろうかと。ただ、私どもがわかるのは、島田川のハザードマップの中で、決壊が予想されているところでも、例えば三島公民館の周りであれば、決壊を予想されている部分というのは「ゆうば一く」として宅地造成をされております。

それと、平成橋の上流側ですか、そこが決壊をするというようなハザードマップになっておりますけども、現状とすれば宅地開発をされて、盛り土をされておるといようなことから、その背後地がどういうふうに、平成15年のときから変わっているか、もし見直しをされるのであればそういう見直しが行われると思います。

○四浦委員

わかりました。総務長、失礼いたしました。建設部長のほうの、私が記憶違いだったようで。

それじゃ、次のことをお尋ねします。

避難所の問題なのですが、これは非常に淡泊にお聞きしますけれども、指定避難所、それから自主避難所ということで、区分けがされておるのですが、災害が起こるといのは、昼間の条件のいいときだとは限りませんし、冬のさなかに、あるいは真夜中に、大雨が降るよるさなかとかいうようなことが想定されるのですが、一時も早く避難所に入りたいものであります。そういう状態のときの災害は。鍵開けの担当と、それからそのシステムについて、これはこちらでよろしゅうございましたか。

では、お答えください。

○小田防災危機管理課長

自主避難所と指定避難所というお話がありましたので、自主避難所につきましては、市内の公民館、あるいは地域づくり支援センター等、要は家庭と変わらないような生活ができる、快適な空間を確保できるという意味合いで、公民館の和室等を利用して

開設をしております。

この自主避難所につきましては、それぞれの施設を管理する、例えば公民館であれば出張所長、地域づくり支援センターであれば地域づくり推進課長、そういった職員が現地に出向きまして開錠をし、避難所の受け入れ体制を整えるという格好にしております。自主避難所に関しましては、できるだけ早く開設をするということで、被災が見込まれる前に開けるような体制にしております。

それと、避難勧告等出した場合の避難所でございますが、これにつきましても、例えば小学校の体育館を避難所として開設するということになれば、教育委員会の職員に招集をかけ、その職員が体育館に出向いて開錠をするというような形になっております。

○四浦委員

念のためお尋ねしますが、長くてどれぐらい、難しい質問します、どの程度の時間内でそれは開錠、鍵開けができるというふうに踏んでおりますか、想定しておりますですか。

○小田防災危機管理課長

何時間以内という回答はできないと思いますが、速やかに開設をする、その努力をするということでございます。

○四浦委員

念のためお尋ねしますが、例えば、夜間の場合はその鍵を開けるのに、連絡が、災害ですからいつ起こるかわからないということもあって、連絡がつかないというようなことがあると中に入れられないというようなことで、しかも冬の寒いときだったら、なかなか体の弱い人は大変なのですが、そういうようなことも考えられますので、どういう体制になっているか、連絡のことはさっき聞きましたが、受ける側、鍵を開ける側です、ちょっとかいつまんで話してください。

○小田防災危機管理課長

梅雨時期とか台風時期におきましては、警報が出た段階で第2警戒体制をとります。第2警戒体制では、それぞれの所管に職員が配属されます。こういったところかという、避難所を開設するような市民部でありますとか教育委員会でありますとか、そういったところの職員が待機をしております。

避難勧告を出す様な時は、災害が発生する恐れがある、あるいは災害が発生しつつあるというような状況ですので、第2警戒体制をとっていますことから、それは対応が可能だろうと思います。それぞれの待機をしている職員から他の職員に招集をかける、あるいは待機している職員の中で対応できるのであれば、その職員が現地に出向いて開錠をするという格好になるかと思えます。

ただ、突発的に起きる災害については、参集方法を確立しないといけないことから、

職員参集訓練を年に数回行っております。ことしも5月に行いましたし、8月にも行っております。そのときに、職員参集メールを利用して参集をするようにしております。

これについても改善を図るために、遅れて返答した職員に対して、何で遅れたのか、改善策としてはどういったことが考えられるのかということは今、調査しているところです。

ですので、できるだけこういったメールを利用して素早く、参集ができるような体制を確立していく努力をしているところでございます。

○四浦委員

担当部署も、それから多くの職員にも非常に大変な御苦勞をいただくというふうなことはわかりました。ひとまず、私はこれでおきます。

○中本委員

1点ほど、ちょっとお聞きをしたいと思います。

もう御案内のように、合併して10年ということで、今回の広報にこういう式典がございますという、広報に載っております。

旧光市と旧大和町が合併して10年になって、あの当時、私も、合併協のメンバーでありまして、多くの皆さんとさまざまな項目について、白熱した議論をしてまいったことを今、思い出しております。

今回の新年度の予算編成の中で、あの当時の新市建設計画に掲げた新市の将来像ということで、「光る個性、地域の和、人と自然にやさしい生活創造都市」ということで市長が3つの宣言を不変の理念として新年度予算を組まれて、さまざまな事業をやっております。

新市誕生10周年の28事業、5,336万5,000円の予算を組んで、いろんな行事を盛大にやっておられます。この式典でありますけれども、この御案内のように、中身についてはここを見れば大体の想像もつきますけれども、大事な式典であります、こういった形でどういうアイデアが少しあるのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○太田総務課長

ただいま、御質問いただきました新市誕生10周年記念式典の内容でございます。

御案内のように、10月4日、土曜日の10時から挙行いたします。

この式典につきましては、内容としましては、まず、合併までのそれぞれの市、町の歴史を振り返るとともに、10年間の歩みを共有し、新市誕生のまちづくりにかかわった方々の功績を讃え、あわせて光市の未来を担う若者による夢と希望を発信する、そうしたコンセプトで行う予定としております。

具体的な内容でございますけれども、最初に新市誕生10周年の軌跡として映像により、旧光市と大和町の歩みを紹介し、それぞれの歴史を歩んできた町が一つになったこと、

その後、合併協議等、合併までの道のりと合併後の10年を振り返り、最後に光市の明るい未来を予感できるような、そういった映像をオープニングに流す予定にしております。

映像の終了後、式典本番に入るわけですが、市長式辞、議長挨拶に続きまして、功労者表彰を行います。このたびは41名の表彰でございます。表彰の後、来賓の御祝辞をいただく予定にしております。

御祝辞の後に続いて、10周年シンボルマークテーマメッセージと、ひかりの水「伊藤公ラベル」の表彰に移りまして、最後に、ひかり“夢大使”が長州ファイブの軌跡を追ったこと、そして、中学生が地域のために何ができるのか、大人になって引き続き光市のために何ができるのかなど、こうした発表を行うことにしております。

そして、一番最後に、未来のメッセージと題しまして、このふるさとのかけがえのない豊かな自然をこれからも守り、次世代へ引き継いでいく、そして光市がいつまでも輝き続けるために、一つの輪になって新たな第一歩を踏み出していくといったような、そういった内容を若者の力強い言葉でメッセージとして発信していく構成としております。

当日は、来場者800人を目指しております。委員の皆様方におかれましても、ぜひ御出席をお願いしたいと存じます。

○中本委員

ありがとうございました。

今までのまちづくりの成果と歩みというのは当然だというふうに思います。一番大事なことは、10周年記念を契機に、あるいは振り返りながら、そして市民とともに祝いをするという、この式典は限られた時間でありますので、さまざまな、いろんな今、行事を聞きました。当日、しっかり、そのことを市の職員も全員が、私たち議員も全員がそのことを思いながら式典に参加しなければいけないなど。厳粛な中で盛大に行われるというふうに思いますので、ぜひ、よろしく願いをいたします。

○木村（則）委員

私からもちょっと新市誕生10周年記念事業の中で、現在継続中ではありますけれども、市民提案事業について何点かちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

まず、今回、この市民提案事業ですけれども、イベントと申しますか、この催しの情報がなかなか見かけないといいますか、当然、各事業はそれぞれのメンバーとか実行委員会がその宣伝に関しては行ってはいるのしょうけれども、あわせてこれ、行政のほうは、そういった事業の告知というのは、こういった形で行われているのでしょうか。

○太田総務課長

市民提案事業の行政からの周知、PRの件でございます。

市民提案事業あるいは協賛事業等につきまして、極力広報に掲載をしております。

○木村（則）委員

その市の広報というのは、実施がされるときタイミングに合わせて紹介をしているということなのですね。

○太田総務課長

今、委員仰せのとおり、実施するタイミングで、市広報に載せる。あるいは、ホームページのほうに掲載していくというような形をとっております。

○木村（則）委員

わかりました。

この事業については、最終的には一定の評価といいますか、検討、検証がなされるべきだというふうに考えるわけですが、これは、誰がどのような方法で最終的に評価、検証をしていくものなのでしょうか。

○太田総務課長

市民提案事業の評価、検証の御質問をいただきました。

御承知のとおり、提案事業、全部で9つあるわけでございます。水ロケット製作と打ち上げ大会というのも先日行われましたし、実際に今、長いスパンの中で行われているものもございます。やはり、全ての事業が終わった時点で評価、検証もしていく必要があると考えております。

これにつきましては、どんな事業の内容であるのかは、事前にこちらで把握をしておりますが、具体的に、現地でどういうふうな展開になるかというのが、まだ一部わからないところもございますので、そういったことがわかった後、やはり総務課と市民実行委員会の中で、評価等をしていくべきではなかろうかというふうに考えております。

○木村（則）委員

当初、この市民提案事業については、市民実行委員会の皆さんがその事業を選択されたと。10周年にふさわしい事業だという選択をされたわけでしょうから、当然、どうであったかという評価というのは必要だと思います。

したがって、当然、これまで行われたものに対しても所管の担当者の方とか、あるいは市民実行委員会の方は、そこに足を運んでイベントも見学をされているのではないかなと思うのですけれども、そういった理解でよろしいのですかね。

○太田総務課長

委員、仰せのとおりでございます。

○木村（則）委員

わかりました。

最終的には、その事業の成果といいますか、写真であったり、取り組みの状況であったり、そういったレポートみたいなものを、出しながらの評価になろうかと思えます。ちなみに、ちょっと先ほど御紹介いただきました水ロケット何とかってというのは、ちょっとどんな状況であったのか、ちょっと感想で結構ですので、いただけますでしょうか。

○太田総務課長

先日、光スポーツ公園のほうで水ロケットの打ち上げをしました。製作につきましては、公民館等などで何回か製作をした後に、この日が打ち上げということになりました。

私も、この日、現地に参りまして見ておりましたけども、人数的に言えば30人から40人ぐらいの者が参加する中で打ち上げをしたわけですけども、ロケットにつきましては、飛んだものは100mを超えるぐらい飛びました。製作した子供たちは小学校低学年とか幼稚園、保育園の子供で、かなりびっくりした驚嘆の声を上げて大変喜んでおりました。

○木村（則）委員

濟いませぬ、余りこれ以上、しつこくは聞くつもりはないのですが、ちょっと一点だけ、この水ロケットは光市の新市誕生10周年のどの部分にふさわしいって話だったのでしょうか。ちょっと振り返っていただけると、ありがたいのですが。

○太田総務課長

まずは、このロケットなのですけども、実はロケットの先のほうに新市誕生10周年とか、自分の夢や希望とかいったものを張りつけております。製作過程において、こうしたものをつくることによって、光市が誕生して10周年であることを祝う、あるいは子供たちが、未来に向けて自分の夢をロケットに記す、あるいは託すということで10周年事業として採択をしております。

○木村（則）委員

わかりました。

これからまだ事業が展開されていくわけですけれども、そのあたりのところをしっかりと、ある程度主観的なものが加わってはくるだろうとは思いますが、とにかく10周年ですから、大いに市民ができるだけ参加を呼びかけて、有効な10周年記念事業でありたいというふうに願います。

当初、事業の選択の際、選択から漏れた取り組みなんかも一定の中から実施されるようなものがあれば、そういったものも一定の評価もちょっと必要ではないかなというふうにも考えますので、これは要望としてお願いしておきたいというふうに思います。

○加賀美委員

10周年記念行事に、最後に苦言を呈しておきたいと思います。

10周年記念行事の案内が、町の中で、うちは800番だけでも800番の番号で来とったとか、こういう言われたときに、我々の手元には、その案内状が来てなかったと。よく見ると、ボックスの中に、その案内状が皆入れてあったと。これは、もう失礼なことじゃないかと思う声もあるわけです。やっぱり、それは簡便法で非常にいいかもしれませんが、この大切な記念行事に、それで本当にいいのだろうか。

今後、こういった行事があれば、市が主催する行事があれば、ボックスの中に案内状を入れるということをやっていくのか、ここらあたりについての見解をちょっと聞いておきたいと思います。

○委員長

加賀美委員、これはちょっと事務局のほうで取り扱いたいと思いますので。

○加賀美委員

式典の案内状の……。 (発言する者あり) 済いません。案内状の出し方について、ちょっとお尋ねしたのですね。

議員の場合、従来、そういう市が行ういろんな行事等は封筒で届いていたと。今回、ボックスの中に入れてあったと。それで、見るのがかなり遅れたと。そういうケースがあったのだけど、これはどういうことだったのか、ちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

○委員長

済いません、加賀美委員、これは事務局のほうで整理して、また回答させていただきますので。

○加賀美委員

そうですね、それは事務局がやったのならともかく。

○委員長

よろしくをお願いします。済いません。

○加賀美委員

こういうことがあったらちょっと失礼じゃないかと思いますので。

○委員長

はい、わかりました。

○加賀美委員

一応、苦言を呈しておきたいと思います。

○委員長

じゃ、また御回答します。

○四浦委員

6月のこの委員会でやった人事評価制度について、少し漏れていたというか、質問ができてなかったことがあったりしたものですし、それから、ちょっと深めたいこともあるものですから、そういうことで何点か質問をさせていただければと思いますが。

まず、山口県内における、この人事評価制度ですが、勤勉手当が3市、それから昇給が3市と、こういうふうに言われたのですが、光市はまだ昇給には、来年度からですから踏み切っておりませんから、光市は勤勉手当の3市に入っていると思われるのですが、それでよいかどうか。

それから、3市プラス3市で合計6市になるのですが、13市中、残りの7市はどのようになっているのかということ、最初にお尋ねしたいと思います。

○太田総務課長

勤勉手当が、光市が3市の中に入っているかという質問、これは入っておりません。

残りの市の状況ということでございますが、7市が、昇給あるいは勤勉手当のほうには反映を、今、していないという状況でございます。

○四浦委員

その7市については、いわゆる人事評価制度に踏み切っていないというふうに見えていいんでしょうか。それとも、何かほかの方法でやられているということなんでしょうか、いかがです。

○太田総務課長

実施と試行も含めまして、全ての市が取り組んでおります。

○四浦委員

全ての市が取り組んでいるが、じゃあ残りの7市というのは、勤勉手当も昇給も取り組んでないということですから、どういう形で取り組んでいるのですか、つかんでおりますか。

○太田総務課長

実際には試行していますけども、実施はしてないということで、例えば、光市においても、その取り組みは平成22年度からやっておりますけども、実際には給与等への反映はしてないという状況でございます。それと同じような状況ではないかというふうに思います。

○四浦委員

ちょっとわかりにくくなったのですが、光市は平成22年度から実施をしているわけですが、それは、その勤勉手当はいつからですか、22年度からではないのですね。

○太田総務課長

濟いません、私の説明が少し悪かったようでございます。

人事評価の取り組みということで平成22年度から試行的にやっております。

ただ、昇給あるいは勤勉手当への反映は、今現在においてはしてないということでございます。

○中村総務部長

ちょっと補足させていただきます。

人事評価制度というのは、能力評価、それから業績評価、この2本柱があります。

まず、能力評価について、光市では、先ほど課長も言いましたように、平成22年度から試行いたしております。もう一方の柱である業績評価、これにつきましては平成24年度から2年おくれで試行しておるところでございます。

基本的に、能力評価につきましては給料の昇給に影響が出てくる、業績評価につきましては勤勉手当に影響が出てくるということでございます。

○四浦委員

説明が悪いのではなくて、私のほうの知識が足りんから、ちょっとくどいような質問になったのだろうかと、こう思いますが、ちょっと次の質問に移ります。

これは、私は大事なことを落としておりました、前回の6月の委員会で。それは、この昇給を来年度から実施しようとする計画なのですが、そのときに、実際にはどういう単位でやるのかと。6月の委員会の答弁では、非常に荒っぽい言い方すると昇給がゼロ、高いところでは、どうですかね、管理職やら何やら入れるとそういうことになるのかどうかわかりませんが、6,000円という数字も出てきました。そういうランク分けを市職員全体でランクを分けるのか、それとも部単位か、課単位か、そこいらは、今、まだ実施してないのですから、これからの計画ということも含めて、どう考えているか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○太田総務課長

評価の対象は全職員、個人個人の評価でございます。

○四浦委員

なるほどね。そうしますと、いわゆる管理職が評価をするのですけれども、管理職の評価が違っちゃいけないから、研修などを積み上げて、どう言いますか、バランスをきちんととれるようにしておきたいという答弁が6月委員会でありましたが、そこいら

は、大体研修等を通じて網羅できた、解決したというふうにお考えなのでしょうね。

○太田総務課長

先ほども説明しましたように、平成22年度からこの能力評価を試行導入しております。この4年間におきまして、全体の平均点、あるいは各部の平均点、課長、係長など職位による平均点などなど、平均点を示しながら組織全体の平準化を図り、研修も行ってきたところでございます。

評価につきましては、まずは、その第1次評価を課長がするわけでございますが、それに対して部長がさらに部での均衡を図るために再評価というものも行って、こうしたことによって、平準化が図られていると考えております。

○四浦委員

そうしますと、何ですね、やっぱりどなた管理職も部下がかわいいじゃないですか、そういうかわいさからくる情実の評価の仕方というふうなものは、これは余り考えてないというか、あるいはそこをどういうふうに乗り越えていくとかかいうふうなことは、打ち立てられておるのでしょうか。

○太田総務課長

評価項目自体が、例えば責任感であったり、効率性あるいは判断力、計画性など、いろいろございます。今までの研修を通して上司のほうが、情実評価ということを言われましたけども、こういった評価、情実評価をすることはないというふうに考えております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

ちょっと、全然、角度が変わりますが、合併後の、改めてということなのですが、淡泊にお聞きしますが、職員数の変化を教えてください。

○太田総務課長

合併後の職員数の推移ということでございます。

職員数で申しますと、平成16年10月4日には462人、17年度は440人、18年度は429人、20年度には397人となっております。21年度以降、若干減少傾向にありまして、25年度は389人、26年度は386人となっております。

○四浦委員

おおよそ十数パーセント、職員数が減っているということなのですが、それからもう一つは、ちょっと先ほども話がありましたが、メンタルの病で休職、休んだという方は、前回この6月議会でお聞きしたのですけれども、少し数字が違っている部分も

あった、あるいは推移という形では見られなかった、2年程度しか示されなかったの
で、これは推移としてはどういうふうになっているかというのを教えてください。

○太田総務課長

精神的なことで病気休暇をとられている者の推移につきましては、平成21年度に1人、
22年度が4人、23年度が3人、24年度が4人、25年度が6人となっております。

○四浦委員

精神疾患の職員というのが、全国的な傾向としては、公務員のそれは増加をしている
と聞いていますというのが前回委員会の課長答弁だったのですが、光市でもふえてい
るというふうに今の数字でいうと見られますが、それでよろしゅうありますか。

○太田総務課長

先ほど申しました数字のとおりでございます。

○四浦委員

もう一つ大事なことで、これらの推移がどうかということなのですが、いわゆる業務
の過重というか、重くなっているという点で、仕事量については、これはなかなか難
しい話だろうと思うのですが、職場によって大体違うのですけれども、私にはよくわ
からんから教えてほしいのですが、そういう統計をとって見たことはありま0すでしょ
うか、いかがですか。

○太田総務課長

業務量の増加についてでございますが、確かに業務の質の専門化あるいは高度化、市
民ニーズの多様化、また行政課題が山積しているということによって、業務量が増加
している部署はあろうかというふうに認識しております。

委員お尋ねの、その統計をとったことがあるかということにつきましては、ございま
せんけれども、その実態の把握に努めるという点におきまして、総務課のほうで全ての
部、課に対しまして人事組織に係る意向調査というものを実施しております。この意
向調査の中で各課の業務量の増減、あるいは人的配置も含めて労務管理全般をお聞き
することにしております。

○四浦委員

具体的にどういう部門、部だとか、課だとかいうふうなところが、二、三例が挙げら
れますか。ふえてきているところです。

○太田総務課長

具体的に増加している部、課ということでございますが、先ほども申しましたように、
聞き取りの中で体制強化には努めておるところでございます。

例えば、福祉保健部におきましては臨時福祉給付金等が始まったことから担当の係長を配しておりますし、子ども・子育ての新しい制度に対応するために、そこにも担当の係長を置くなどしております。また、広報情報課におきましては、社会保障、税番号制に対応していかなければいけないという業務が増えておりますので、そこにも職員を配置しております。

○四浦委員

今、触れられなかった中で公共施設白書というものが出されましたね。施設が老朽化したために、修繕費がそれに見合うほどのものがついてくるといいと思いますけれども、なかなかそうになっていない。そういうところについては、職員の負荷というのは非常に大きくなって年々重くなってきているのではありませんか。

○太田総務課長

ただいま公共施設白書のことがありましたけども、先ほども申しましたように、やはり確かに業務の質が高度化している、量がふえているという部署があるのも事実だというふうに認識しております。

○四浦委員

年収については、以前、多分この委員会だったと思いますが、私は確かめたことがあります。10年、去年だったか、だから11年か12年ぐらいたって、いわゆる人事院勧告で給与が減らされてきた起点になる年からそういう年月がたっているのですが、年収で平均どころ105万円下がっているという答弁をいただいておりますが、記憶で言いよりますから、おおよそそんなところでしょうか。

○太田総務課長

年収の推移ということでございます。

年収につきましては、17年度の職員の1人当たりの平均が696万円でございます。平成26年度におきましては647万円という数字を、今、手元に資料として持っております。

○中村総務部長

委員さんのほうから、先ほど105万円というのがございました。これは平成14年にございました人事院勧告、これが初めてのマイナス勧告でございました。それから、現在に至るまで据え置き、あるいはマイナスということが続いております。

昨年度、特例措置がございました、国の特例措置に基づく減額措置。その当時と比べて105万円と、減額措置をやった後と比べて105万円というふうなことでございます。

○四浦委員

もう一つだけ、ちょっとデータで聞きますが、年休の取得日数を平均で8.9日と言わ

れました。県内13市中、取得率が悪いほうから2番目と。つまり13市中12番目ということになりました。データをお持ちのようですからお尋ねしますが、県内の年休の取得率の高いほう、1位と2位とは何市と何市で、それは取得率が幾らかというのが手元にお持ちですか。

○太田総務課長

平成25年度調査によりますと、県内におきましては、年休平均取得日数が下松市、岩国市がともに12.6日となっております。その次が山口市の10.8日でございます。

○四浦委員

3番目まで言うていただきました。大体データについてはこれで終わりたいと思いますが、もう一つだけ、年休については20日というふうに見ていいと思うのですが、そのうち半分以下だと、取得をしているのがね。そういう状態は、取得率が私は下降しているのではないかと思います、そういうことになっているかどうか。

もう一つは、いろいろ国から言われるから、今の人事評価制度なども導入して本格的にやろうとしておりますが、これも労働基準法でうたわれているものですから、やっぱり年休の取得はもっと高めてほしいというようなことで、職員に対する取得率を、取得をふやしていく、そういう通達といたしますか、そういうものを行ったことがあるかどうか、お尋ねします。

○太田総務課長

まず、1点目の取得率が下降しているのではないかというお尋ねでございます。

手元にこの10年の平均取得日数があるわけでございますが、これで言いますと8.5日、9.0日、8.1日となっております。こうしたことから、光市としては年休の取得率が下降しているというふうには考えておりません。

それと2点目の年休等取得する通知をといた御質問に関しましては、年間を通しまして総務課のほうから年休の取得、あるいは夏季休暇の取得に努めるように通知をしております。

また、平成26年度からの取り組みになりますけれども、計画年休制度というものを開始しております。これは有給休暇の計画的な取得に取り組みまして休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進するというので、毎月1日を計画的に取得するように進めております。

○四浦委員

職員数もかなり大幅に減ってきておりますし、財政健全化計画というものが、市民にも影響を与えるが職員にも大きな影響を与えている。さらには、国の言うままになり過ぎて給与も大幅に減ってきている。年休の取得率などに至っては、ほぼ横ばいというようなことがわかりましたが、全県的に見ても非常によくはない状態にあると。精神疾患については、これはふえる傾向にあるというふうな傾向でありまして、ついにメ

ンタルヘルスの対策をとるということにもなりました。

ちょっと、もう一つだけ聞かせてください。

精神疾患については6人というふうに前年度で出ておりますが、これの分母はどうなりますか。いわゆる病院なんかは入っていないとは思いますが。いわゆる、分母というのは人数を聞きたいと思うのですが、何人中6人なのかということです。

○太田総務課長

平成25年度の職員数が389人でありますので、389人中6名ということでございます。

○四浦委員

これは、すさまじく高い比率ですよ。きょうは、ちょっとデータを持ち合わせんでしようから、またの機会にお聞きしますが、突出しているのではないかと思います。

なぜなら、私は教育委員会等を対象に教員の精神的な病、メンタルの疾患について議論したことがあるのですが、相当ふえてきたのですよ。1999年1,900人だったものが5,400人になったのです、今日はね。2.8倍になつとるのです。ふえて、担当の省が、これはもうびっくりして全国に通達を出すというようなあんばい。それでも0.48%ですよ、教員の場合は。その5,400人だから多いようですが、全国の小中学校の教師ですから。それに比べたら倍以上じゃないですか、3倍ぐらいなるかな。非常に高い比率になってきていて、職場の中に非常に、やっぱり問題あると私は思います。

そういう中で、じゃあ、せっかちに突出してと言うべきか、山口県下でも前のめりする形で人事評価制度を導入すればいいというものではない。職員のお尻ばかりたたいていて、むしろ職場に閉塞感が強まるのでは、なかろうかなというふうに思います。課長は、いみじくも情実などにはあり得ないと、こういうように断定しましたが、あの姿勢がかえって問題なのです。やっぱり、そういうことはあり得るのだと、あり得るけれども、こうやって克服しようというふうな道を、やっぱり探るとするか、せっかちにやられないように、もっともっと練ることを求めて、一応終わります。